



宮崎県教育振興基本計画

(令和5年策定)

【案】

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

令和5年6月

宮崎県・宮崎県教育委員会

目 次

宮崎県教育基本方針	1
第1章 計画の策定に当たって	3
第1節 計画策定の背景	4
第2節 計画の性格	5
第3節 計画の期間	5
 第2章 本県教育の現状	9
第1節 幼児期の教育	10
第2節 学校教育	10
1 学力・学習状況	
2 郷土に対する意識	
3 キャリア意識	
4 生徒指導上の課題	
5 道徳心や規範意識	
6 体力・運動能力	
7 国際理解と国際交流	
8 教育の情報化	
9 特別支援教育	
10 教職員の資質と働き方	
11 家庭や地域との連携	
第3節 生涯学習と家庭・地域の教育	19
1 生涯学習	
2 家庭教育支援	
3 地域の教育力	
第4節 文化芸術・スポーツ活動	21
1 文化芸術活動	
2 スポーツ活動	
 第3章 本県が目指す教育の姿	23
第1節 スローガン	24
第2節 基本目標	24
<計画の全体像>	26
<施策の体系>	27
 第4章 施策の展開	29
<u>基本目標1 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進</u>	
施策1 いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進	30
施策2 特別支援教育の推進	33
施策3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保	36

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進	
施策4 幼児期の教育の充実	39
施策5 確かな学力を育む教育の推進	42
施策6 教育の情報化の推進	46
基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成	
施策7 郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進	49
施策8 社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進	52
施策9 キャリア教育・職業教育の推進	56
基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進	
施策10 幅広い世代でのスポーツの推進	60
施策11 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進	65
基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進	
施策12 生涯学習の推進	67
施策13 文化的振興	69
施策14 読書県づくりの推進	74
基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上	
施策15 学校における働き方改革の推進	77
施策16 教職員の資質能力の向上	80
基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実	
施策17 安全・安心な教育環境の整備・充実	83
施策18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	86
施策19 魅力ある多様な教育環境の振興・支援	90
第5章 計画の推進に当たって	97
第1節 推進体制	98
1 実効性の確保と点検・評価	98
2 市町村等との連携	98
第2節 推進指標	99

資料

1 策定の経緯	104
2 宮崎県教育振興基本計画策定懇話会委員名簿	106
3 用語の説明	107
4 主な関連計画等一覧	114

宮崎県教育基本方針

本県は、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として
あらゆる教育の場を通じ、

「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」
を育む教育を推進します。

さらに、郷土を愛し新たな時代を切り拓いていく気概と広い視野を持ち、
地域や社会の発展に主体的に参画するとともに、
夢や希望を抱き生涯にわたって自己実現を図れる、
心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

宮崎県教育基本方針*1は、本県教育の推進を図るため、教育関係者に県教育委員会の基本方針を示し、広く県民の理解と協力を得ることを目的として、昭和52年（1977年）に定めたものです。

その後、社会情勢の変化や国の動向、本県教育施策の推進状況などを踏まえ、7度の改正を行ってきましたが、当初から掲げている「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」をそなえ、「心身ともに調和のとれた人間の育成」を目指すという、この方針の根幹部分は変わることなく、不易の方針として、長く受け継ぎました。

極めて変化が激しく予測困難な時代だからこそ、調和のとれた心身の育成、そして、より高い価値を求めて生きようとする「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」を育む教育を推進する必要があります。

宮崎県教育振興基本計画は、この理念を具現化し、本県教育の振興を図ります。

*1 宮崎県教育基本方針：昭和46年度以前は「宮崎県教育基本方針」を示していたが、昭和47～51年度は「宮崎県教育重点施策」として、その前文に、それまでの方針に当たる内容を示していた。その後、昭和52年3月に、改めて「宮崎県教育基本方針」を定めた。

第一 章

計画の策定に当たつて

第1節 計画策定の背景

第2節 計画の性格

第3節 計画の期間

第Ⅰ節 計画策定の背景

本県は、令和元年（2019年）に国の第3期教育振興基本計画の策定や県総合計画の改定等を踏まえて、「宮崎県教育振興基本計画（令和元年）」を策定し、施策ごとに推進指標を定め、進捗状況の点検・評価を行いながら、着実な計画の推進に取り組んできました。

その結果、幼児期の教育の充実、人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進、安全・安心な教育環境の整備・充実等においては一定の成果が現れてきておりますが、一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、生涯学習の推進や魅力ある多様な教育の振興・支援、文化の振興、学校における働き方改革の推進等においては、推進指標の達成状況等が十分ではなく、今後の本県教育の振興を図る上で更なる取組の充実が求められているところです。

国内においては、これまでも気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差などが、社会の課題として掲げられてきました。さらに、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきていることが、前計画を策定した時点においても指摘されていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化など、その指摘が現実のものとなっています。

本県においては、全国平均より早いスピードで高齢化や人口減少が進行しており、約50年後の令和52年（2070年）には、県人口は60万人を下回り、高齢化率も38.7%と高い水準で推移することが予想され、それに伴う就業人口の減少や地域活力の低下が懸念されています。また、全国と同様に、いじめや不登校、ヤングケアラー^{*1}、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の増加など、子供の現状は多様化・複雑化しています。さらに、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境も変化しています。

このように先行きが不透明な今後において、誰一人取り残すことのない、多様性と包摂性のある、持続可能な社会を維持・発展する必要があります。そのためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く人材の育成が不可欠です。また、学校や地域でのつながりや利他性、自己肯定感などの日本社会に根差したウェルビーイング^{*2}の向上を、教育を通じて図っていくことが求められています。

こうした中、国は、令和5年（2023年）6月、新たに「第4期教育振興基本計画」を策定し、県においても、宮崎県総合計画の策定を行いました。このことを踏まえ、今回、新たに「宮崎県教育振興基本計画（令和5年）」を策定しました。

なお、本計画の策定に当たっては、分かりやすく実効性のある計画となるよう、多くの対象となる方の意見を伺いました。具体的には、児童生徒や保護者、地域住民等を対象とした「みやざきの教育に関する調査」を実施して、現状の把握に努めるとともに、様々な分野の有識者等で構成する宮崎県教育振興基本計画策定懇話会の開催、市町村教育委員会や中・高校生、特別支援学校生、大学生、学校関係者、社会教育^{*3}関係者等との意見交換等を行い、パブリックコメントを実施して、広く県民の声を集め、その期待に応えられるように努めました。

*1 ヤングケアラー：一般に、本来大人が担うとされている家事や家族の世話を日常的に行っている子供のこと。

*2 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人ならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

*3 社会教育：社会において行われる教育であり、社会教育法では「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）。」と定義される。

第2節 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

また、宮崎県総合計画の部門別計画として位置付けます。

第3節 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

参考

■ 宮崎県教育振興計画の策定の経緯

① 平成21年（2009年）既存の基本計画を宮崎県教育振興基本計画と位置付ける

【基本計画】

- 宮崎の教育創造プラン（平成15年策定）
- 宮崎県スポーツ振興基本計画（平成15年策定）
- 宮崎県生涯学習振興ビジョン（平成20年策定）
- 宮崎の就学前教育すくすくプラン（平成18年策定）

② 平成23年（2011年）「第二次宮崎県教育振興基本計画」の策定

- ・ 4つの基本計画を統合
- ・ 計画期間：平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）

※平成27年（2015年）「第二次宮崎県教育振興基本計画」の改定

- ・ 国は「第2期教育振興基本計画」を策定し、県が宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の改定を行ったことを踏まえ、計画を改定
- ・ 適用期間：平成27年度（2015年度）～平成32年度（2020年度）

③ 令和元年（2019年）「宮崎県教育振興基本計画（令和元年）」の策定

- ・ 国は「第3期教育振興基本計画」を策定し、県が宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の改定を行ったことを踏まえ、「第二期宮崎県教育振興基本計画」の終期を繰り上げ、新たに策定
- ・ 計画期間：令和元年度（2019年度）～令和4年度（2022年度）

④ 令和5年（2023年）「宮崎県教育振興基本計画（令和5年）」の策定

- ・ 国は「第4期教育振興基本計画」を策定し、県が宮崎県総合計画の策定を行ったことを踏まえ、新たに策定
- ・ 「みやざき特別支援教育推進プラン」を統合

■ 教育基本法（平成18年12月施行）における教育振興基本計画に関する規定

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■ 国の教育振興基本計画（第4期計画：令和5年度～9年度）

【計画のコンセプト】

① 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・ Society5.0*4で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

② 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- ・ 多様な個人それぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・ 主体的に社会の形成に参画、持続的社会の発展に寄与
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・ 探究・STEAM教育*5、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・ グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGs*6の実現に貢献するESD*7等を推進
- ・ リカレント教育*8を通じた高度人材育成

② 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・ 子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体

*4 Society5.0：①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く新たな社会を指し、第5期科学技術基本計画で、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。そこで実現される社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されて新たな価値が生み出され、人工知能（AI）やロボットなどの技術により、少子高齢化や地方の過疎、貧富の格差など、様々な課題や困難が克服されるとされている。

*5 STEAM教育：STEM（Science、Technology、Engineering、Mathematics）に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA（Liberal Arts）を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育。

[参考：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）]

*6 SDGs（Sustainable Development Goals）：持続可能な開発目標。2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

*7 ESD（Education for Sustainable Development）：持続可能な開発のための教育。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

*8 リカレント教育：学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと。

- 的充実やインクルーシブ教育システム*9の推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・ 支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（D E & I *10）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
 - ・ I C T等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティ*11の向上

③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・ 持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設*12の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・ コミュニティ・スクール*13と地域学校協働活動*14の一体的推進、家庭教育*15支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・ 生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④ 教育デジタルトランスフォーメーション*16（D X*17）の推進

- ・ G I G Aスクール構想*18、情報活用能力の育成、校務D Xを通じた働き方改革、教師のI C T*19活用指導力の向上等、D X人材の育成等を推進
- ・ 教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
- ・ デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備

- ・ 指導体制・I C T環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、経済的・地理的状況によらない学びの確保
- ・ 各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等
- ・ N P O*20・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

出典：中央教育審議会「次期教育振興基本計画について（答申）」（令和5年3月8日）より一部引用

*9 インクルーシブ教育システム：障害者の権利に関する条約において示された教育のモデル。人間の多様性の尊重を強化することや、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、社会に効果的に参加できるようになることを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受ける仕組み。

*10 D E & I (Diversity, Equity and Inclusion)：「多様性」、「包摂性」、「公平・公正」の各単語の頭文字。

*11 アクセシビリティ(Accessibility)：「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」を意味し、利用者が機器・サービスを円滑に利用できること。

*12 社会教育施設：人々の学習活動の拠点となる施設であり、公民館をはじめ、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設、視聴覚センター等がある。

*13 コミュニティ・スクール：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき学校運営協議会を設置している学校のこと。各教育委員会が学校や地域の実情に応じて、保護者代表や地域住民等を委員とする学校運営協議会を設置するもので、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み。

*14 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、P T A、N P O、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとなり連携・協働して行う様々な活動。

*15 家庭教育：家庭において行われる教育であり、教育基本法第10条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。

*16 教育デジタルトランスフォーメーション：デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指すもので、第1段階（電子化）、第2段階（最適化）、第3段階（新たな価値創出）の3段階に分けられる。

*17 D X (Digital Transformation)：企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企业文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

*18 G I G Aスクール構想：G I G Aは「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味し、学校における児童生徒1人1台端末と高速通信ネットワークの一体的整備を進める文部科学省の取組のこと。

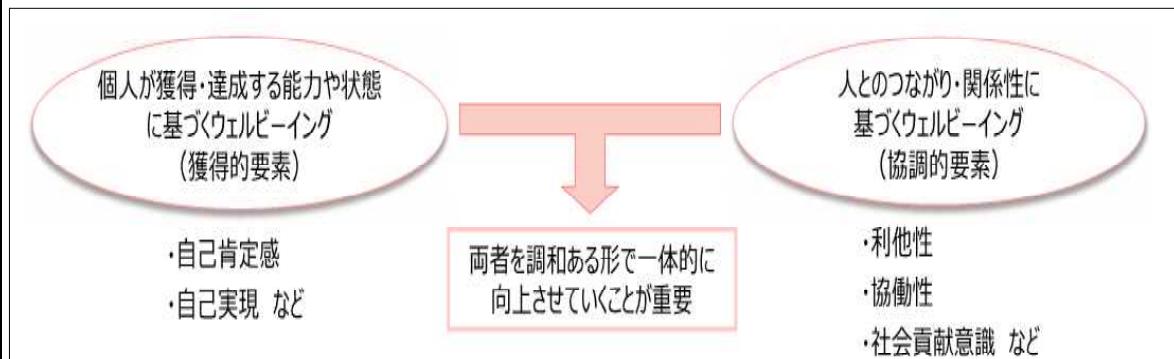
*19 I C T(Information and Communication Technology)：コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

*20 N P O (Non-Profit Organization)：様々な分野で主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利活動団体のこと。「特定非営利活動促進法」によって認証を受けたN P Oを「N P O法人」という。

■ ウェルビーイングの向上について

① 日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的な背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる。

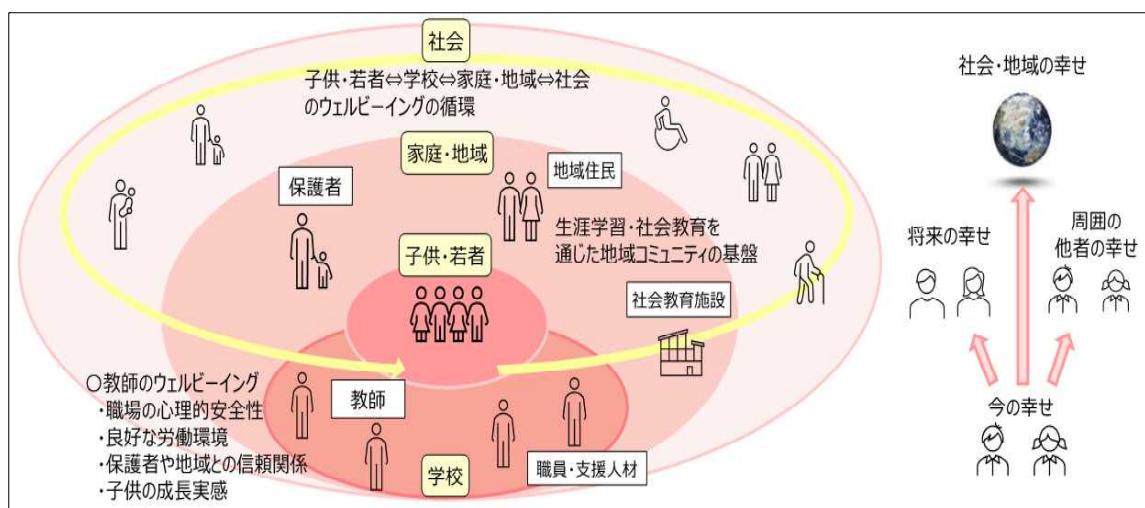


② 教育とウェルビーイング

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要。
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手を図る必要。
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成。

③ 教師とウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。



出典：中央教育審議会「次期教育振興基本計画について（答申）」（令和5年3月8日）より一部引用

第2章

本県教育の現状

第1節 幼児期の教育

第2節 学校教育

- 1 学力・学習状況
- 2 郷土に対する意識
- 3 キャリア意識
- 4 生徒指導上の課題
- 5 道徳心や規範意識
- 6 体力・運動能力
- 7 国際理解と国際交流
- 8 教育の情報化
- 9 特別支援教育
- 10 教職員の資質と働き方
- 11 家庭や地域との連携

第3節 生涯学習と家庭・地域の教育

- 1 生涯学習
- 2 家庭教育支援
- 3 地域の教育力

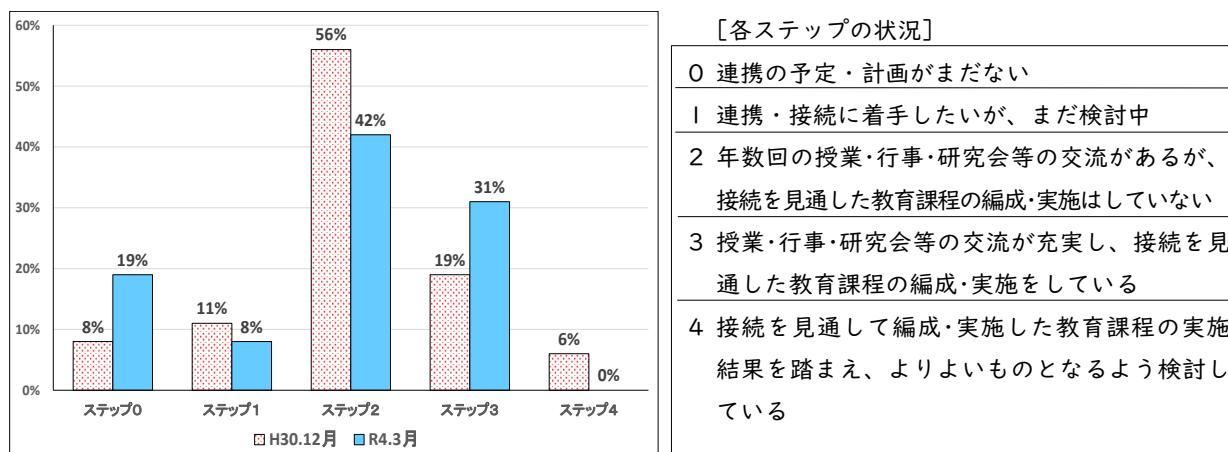
第4節 文化芸術・スポーツ活動

- 1 文化芸術活動
- 2 スポーツ活動

第1節 幼児期の教育

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものです。急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く状況の変化等が複合的に絡み合い、生活体験の不足などの課題が見られ、子供の心身の発達への影響が懸念されています。
- 幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業・行事・研究会等の交流が進んでいない地域も見られます。
- 施設類型や設置主体の違いにかかわらず、幼稚園教育指導要領等に基づき、全ての子供に、質の高い幼児教育を提供していくとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、子供の発達や学びの連続性を意識し、見通しを持って教育を充実させていくことが求められています。

【幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の状況（本県）】



出典：県こども政策課調べ

第2節 学校教育

I 学力・学習状況

- 全国学力・学習状況調査（令和4年度）における全国と本県の平均正答数の状況を見ると、実施された全ての教科において、全国平均をやや下回っており、学校間格差や地域間格差がやや拡大しつつある状況です。
- 同調査の一部として行われている児童生徒質問紙の結果を見ると、「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができますか」など、学習習慣に係る各項目について課題が見られます。

【全国学力・学習状況調査（令和4年度）における「平均正答数」の状況（公立学校のみ）】

小学校	教科区分	問題数	宮崎	全国	全国との差	中学校	教科区分	問題数	宮崎	全国	全国との差
	国語	14問	9.0	9.2	-0.2		国語	14問	9.3	9.7	-0.4
算数	16問	9.8	10.1	-0.3	数学	14問	6.9	7.2	-0.3		
理科	17問	10.6	10.8	-0.2	理科	21問	9.8	10.4	-0.6		
合計	47問	29.4	30.1	-0.7	合計	49問	26.0	27.3	-1.3		

※「宮崎」「全国」欄の数値は、平均正答数（単位：問）

出典：「令和4年度全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

【全国学力・学習状況調査における「児童生徒質問紙調査」の状況（一部項目の結果）（公立学校のみ）】

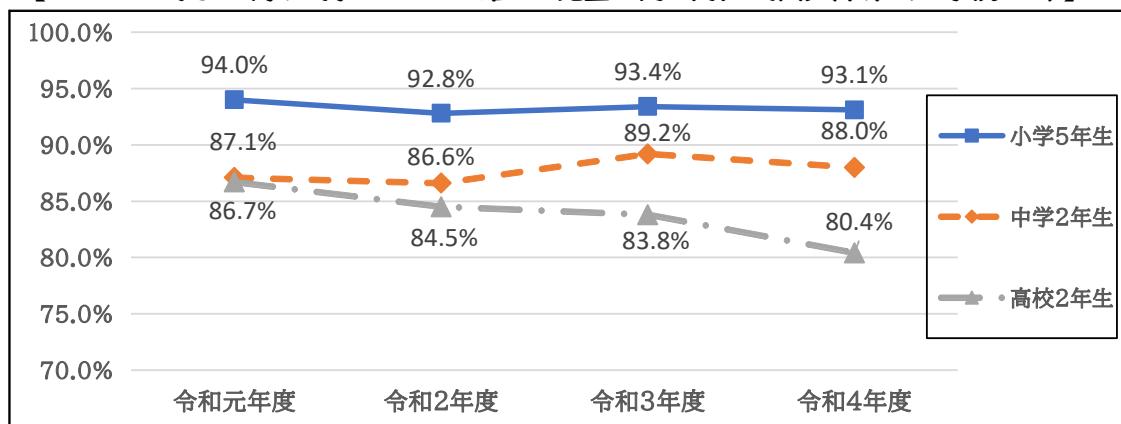
校種	質問事項	令和4年度		
		宮崎	全国	全国との差
小学校	普段（月～金），1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（1時間以上）	60.8%	59.4%	1.4%
	家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか	71.6%	71.1%	0.5%
	学校の授業時間以外に、普段（月～金），1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）（1時間以上）	17.5%	17.3%	0.2%
	学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができますか	78.1%	78.2%	-0.1%
	学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか	94.6%	94.4%	0.2%
中学校	普段（月～金），1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（1時間以上）	67.5%	69.5%	-2.0%
	家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか	56.7%	58.5%	-1.8%
	学校の授業時間以外に、普段（月～金），1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）（1時間以上）	13.0%	12.4%	0.6%
	学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができますか	71.7%	74.7%	-3.0%
	学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか	92.5%	92.6%	-0.1%

出典：「令和4年度全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

2 郷土に対する意識

- みやざきの教育に関する調査（令和4年度）の結果によると、「宮崎県や自分の住んでいる市町村など、ふるさとが好きである・誇りを持っている」という問い合わせて、多くの児童生徒が「とても」又は「ある程度」持っていると回答していますが、学校段階が上がるにしたがって、その割合は徐々に減っていく傾向がみられます。
- 宮崎で生まれた子供たちが、地域の一員として郷土への誇りや愛着を持ち、宮崎の未来を切り拓く力として成長していくために、ふるさと学習や地域課題解決のための探究学習等の更なる重要性が指摘されています。

【ふるさとが好きだ・誇りを持っていると回答した児童生徒の割合の推移（本県公立学校のみ）】

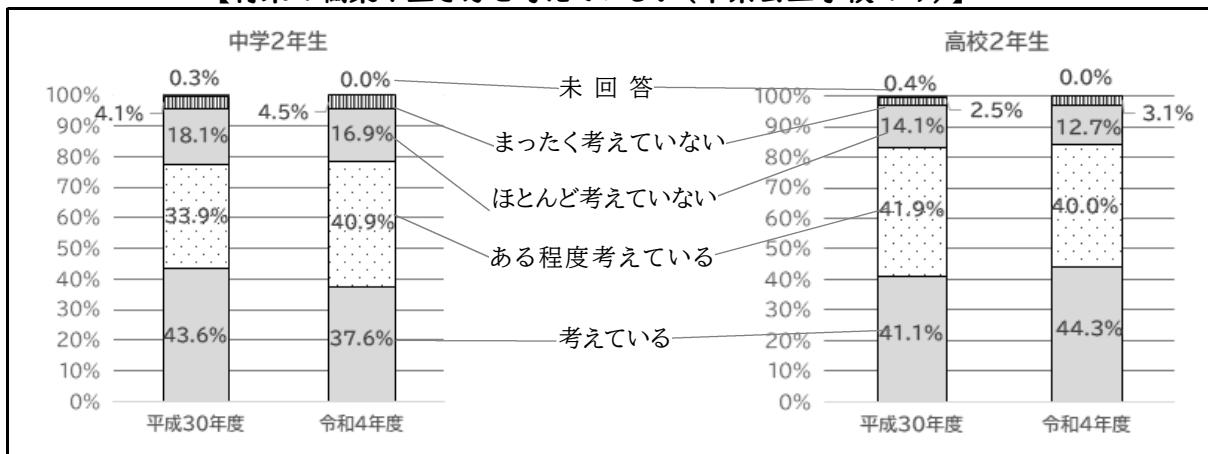


出典：「みやざきの教育に関する調査」（県教育委員会）

3 キャリア意識

- 中学2年生及び高校2年生を対象とした令和4年度の県調査において、将来の職業や生き方を「考えている」又は「ある程度考えている」と回答した生徒の割合は、それぞれ78.5%、84.3%と、高い状況にあります。
- 高校新規卒業者と大学新規卒業者の1年以内及び3年以内の離職率は、全国平均よりも高い傾向が続いています。
- 夢や希望を持ち、将来の職業や生き方を考えて自分の人生を設計していくこと、そして、主体的に社会の形成に参画する態度を育成することの重要性が指摘されています。

【将来の職業や生き方を考えているか(本県公立学校のみ)】

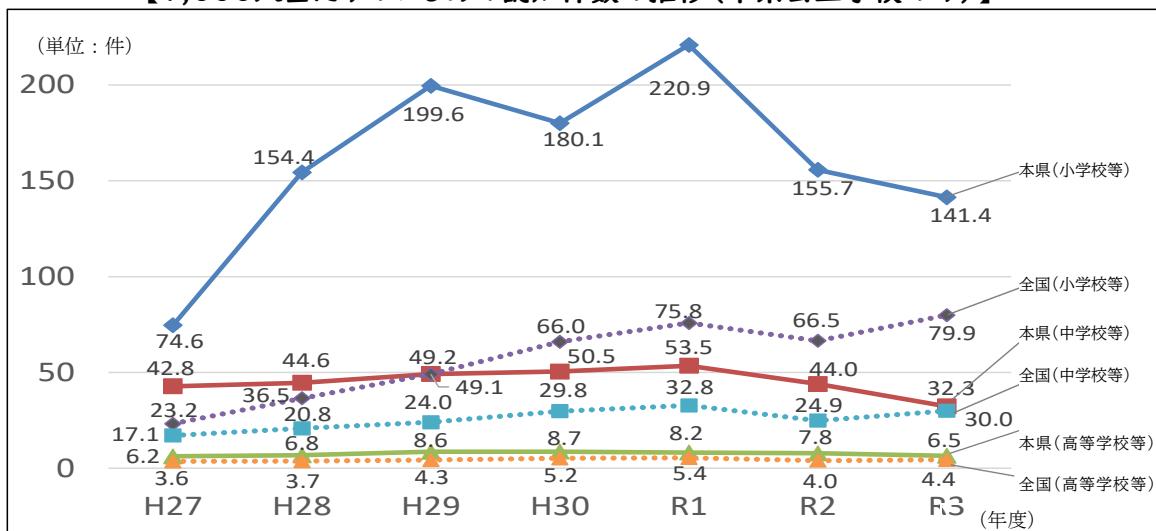


出典：「みやざきの教育に関する調査」（県教育委員会）

4 生徒指導上の課題

- いじめについて、本県では各学校において積極的な認知に努めており、認知件数は、小・中・高等学校等共に全国平均より高い割合で推移していますが、未然防止の取組の充実により減少傾向にあります。また、認知したいじめについてはそのほとんどが解消に至っています。

【1,000人当たりのいじめの認知件数の推移(本県公立学校のみ)】



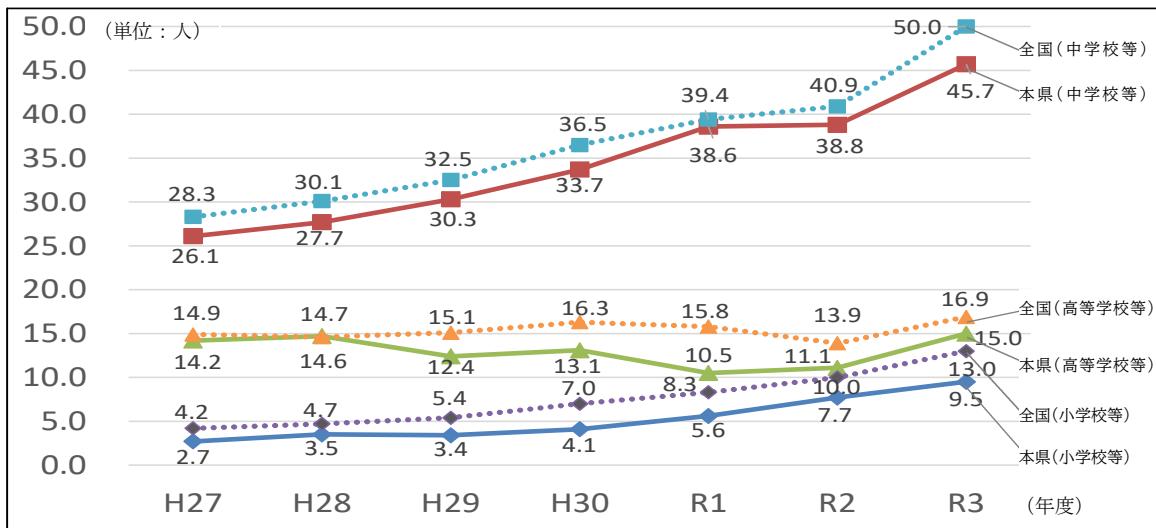
*全国の数値は国公私立学校

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(~H28)」(文部科学省)

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(H29~)」(文部科学省)

- 不登校については、小・中・高等学校等共に全国平均より低い割合で推移していますが、小・中学校等においては増加傾向にあり、特に小学校等における増加が大きな課題となっています。

【1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移（本県公立学校のみ）】

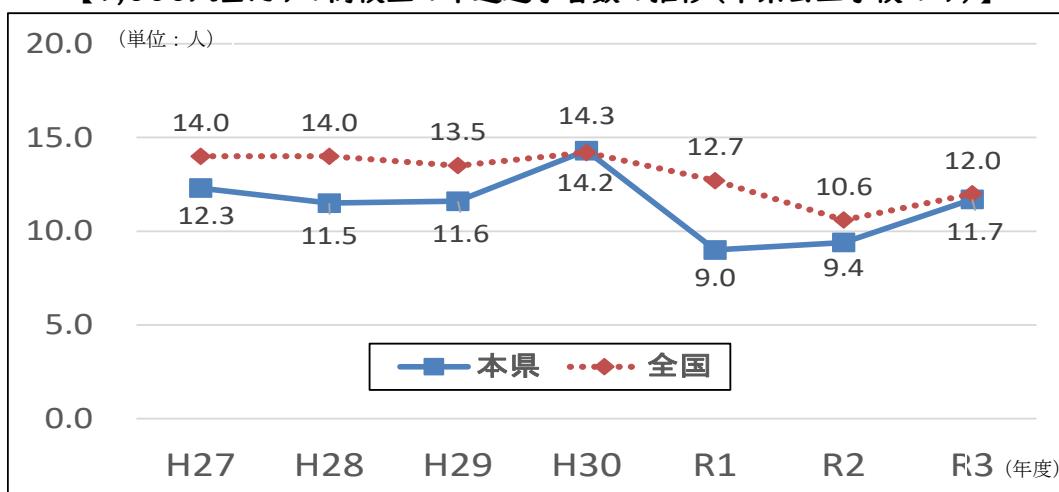


※全国の数値は国公私立学校

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（～H28）」（文部科学省）
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（H29～）」（文部科学省）

- いじめや不登校などの課題のほか、ヤングケアラーや子供の貧困等の社会的課題も生じており、様々な課題に応じたきめ細かな支援が求められています。
- 高校生の中途退学については、全国平均よりも低い割合で推移していますが、中途退学者数はおおむね横ばいの状態となっています。

【1,000人当たりの高校生の中途退学者数の推移（本県公立学校のみ）】



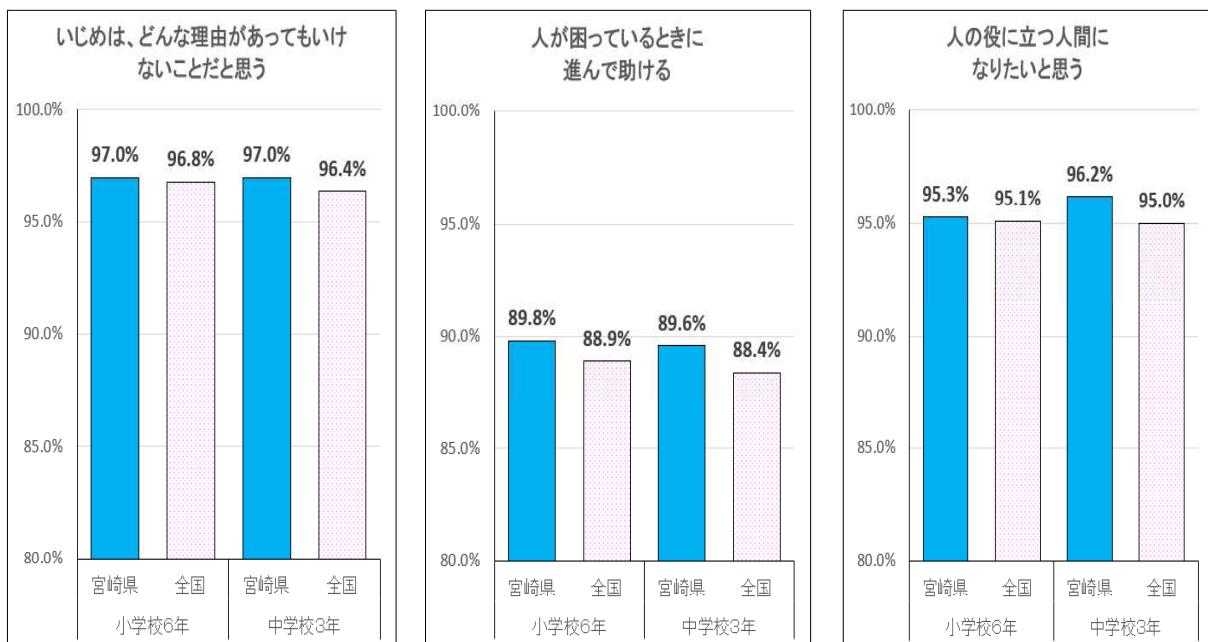
※全国の数値は国公私立学校

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（～H28）」（文部科学省）
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（H29～）」（文部科学省）

5 道徳心や規範意識

- 全国学力・学習状況調査（令和4年度）の結果を見ると、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「人が困っているときに進んで助ける」「人の役に立つ人間にになりたいと思う」などの、道徳心や規範意識に関する質問事項に対して肯定的な回答をした本県の児童生徒の割合は、小学校、中学校ともに全国平均より高い結果になっています。
- 本県の児童生徒の道徳心や規範意識は、おおむね良好な状況にあると考えられ、今後も児童生徒に、望ましい道徳心や規範意識を育んでいくため、学校教育や家庭教育、社会教育など様々な機会を通して指導していくことが大切です。

【道徳心や規範意識に関する質問事項に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合（公立学校のみ）】



出典：「令和4年度全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

6 体力・運動能力

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査*1における「平均値が全国平均以上の調査項目の割合」は高い割合を維持していますが、全体的には低下の傾向にあるため、学校における体力つくりについては更なる向上の必要性が指摘されています。
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和4年度）によると、本県では全国と同様に、スクリーンタイム*2の増加や新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒の運動やスポーツの時間が減少している状況が見受けられます。

【全国体力・運動能力、運動習慣調査における全国平均以上の調査項目の割合（本県公立学校のみ）】

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
割合	76.5%	70.6%	中止	70.6%	67.6%
項目数	26/34項目	24/34項目		24/34項目	23/34項目

※ 全項目数：34

出典：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（文部科学省）

【令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（本県公立学校のみ）】

※ ◎：全国平均以上、△：全国平均未満

	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (回)	持久走 (秒)	シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)
小学校5年生男子	◎	△	△	◎		◎	◎	◎	◎
小学校5年生女子	△	△	△	◎		◎	◎	△	◎
中学校2年生男子	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎
中学校2年生女子	◎	△	△	◎	△	◎	△	◎	◎

出典：「令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（文部科学省）

7 國際理解と國際交流

- 令和4年6月末現在の本県における外国人数は、前年度より441人増え、8,007人となっています。また、令和4年5月1日現在の本県における外国人留学生数は、前年度より36人増え、474人となっています。
- コロナ禍によりグローバルな人的交流の減少や体験活動の停滞が見られますが、オンラインによる国際交流は行われつつあります。今後、更なるグローバル化が進展する中で、留学等の国際交流活動や外国語教育の充実、グローバルな視野を持つ人材の育成に取り組んでいく必要があります。

【高校生の海外留学生数（本県公立学校のみ）】

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
長期留学（10か月以上）	6人	12人	6人	2人	0人	2人
短期留学（2週間以上）	32人	34人	56人	0人	1人	3人
計	38人	46人	62人	2人	1人	5人

出典：県高校教育課調べ

*1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査：文部科学省が、全国の子供の体力・運動能力の状況を把握・分析し、関係する施策の成果と課題を検証して、その改善を図ることを目的として、平成20年度から、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施している調査。その中の実技調査として、握力や上体起こし等の体力テスト（小学校8種目、中学校9種目）を実施している。

*2 スクリーンタイム：平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間のこと。

8 教育の情報化

- 県内全ての公立小・中学校等で一人一台端末が整備され、令和3年度よりICTを活用した学習が本格的にスタートしており、県立学校（義務教育段階を除く）においても令和4年度入学生より順次導入しています。
- 教員による児童生徒のICT活用を指導する能力については、少しずつ向上しているものの、令和3年度の調査では、依然として全国平均を下回っており、児童生徒のICT活用の指導や、授業におけるICTを活用して指導する能力等の更なる向上の必要性が指摘されています。

【教員のICT活用指導力の状況（公立学校のみ）】

「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合 (%)									
項目 A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力									
項目 B 授業にICTを活用して指導する能力									
項目 C 児童生徒のICT活用を指導する能力									
項目 D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力									

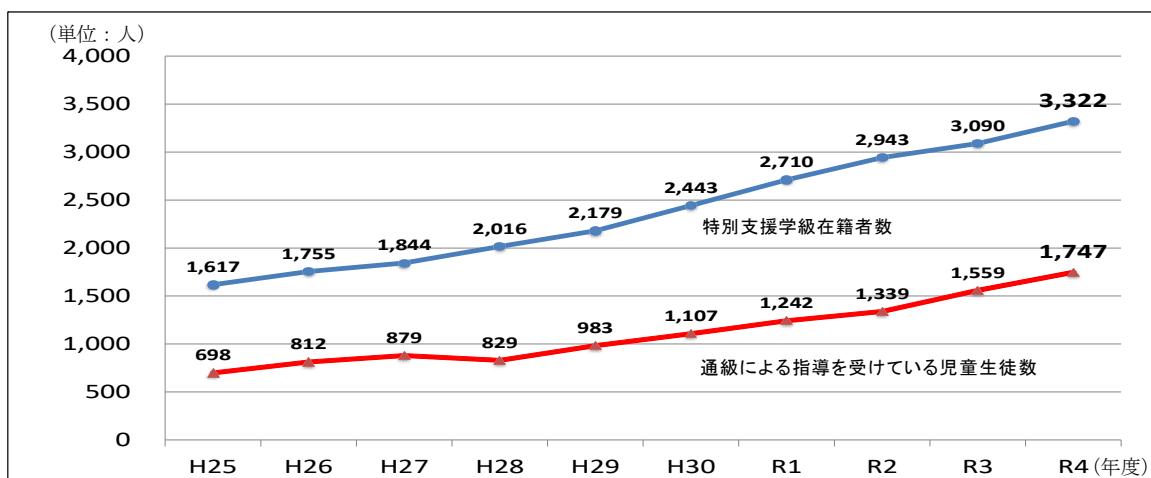
	本県の値			全国平均値			全国平均値との差			全国順位	
	H30年度	R3年度	差	H30年度	R3年度	差	H30年度	R3年度	差	H30年度	R3年度
項目A	81.5%	84.5%	3.0%	86.2%	87.5%	1.3%	4.7%	3.0%	-1.7%	45位	44位
項目B	61.6%	71.2%	9.6%	69.7%	75.3%	5.6%	8.1%	4.1%	-4.0%	45位	37位
項目C	60.6%	72.5%	11.9%	70.2%	77.3%	7.1%	9.6%	4.8%	-4.8%	47位	44位
項目D	71.6%	82.0%	10.4%	80.5%	86.0%	5.5%	8.9%	4.0%	-4.9%	47位	46位

出典：「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（文部科学省）

9 特別支援教育

- 近年、義務教育段階における特別支援学級の在籍者数や通級による指導*3を受けている児童生徒数が増加し、通常の学級における学級経営や教科指導の中で、特別支援教育を推進する必要性が高まっています。

【義務教育段階における特別支援教育を受けている児童生徒数（本県公立学校のみ）】



出典：「特別支援教育資料」（文部科学省）

*3 通級による指導：通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、各教科等のほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を、「通級指導教室」などと呼ばれる学びの場で受ける指導形態のこと。障がいの状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心とした指導をきめ細かに、かつ弾力的に提供するもので、特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができるが、単なる各教科の遅れを補充するための指導ではない。

○ 高等学校における「通級による指導」体制は平成30年度に県内8校で始まり、令和4年度は通級拠点校として15校16教室が設置されております。実際に「通級による指導」を受けている生徒は、令和3年度は38名、令和4年度は34名でした。

○ 特別支援学校高等部生徒の就職率は、全国平均を下回る状況（令和3年度卒業生全国平均30.7%、宮崎県24.3%）が続いていますが、就職率を上げるためにには卒業生の就職希望者数を増やす必要があります。

【本県特別支援学校高等部の就職希望者数の推移】

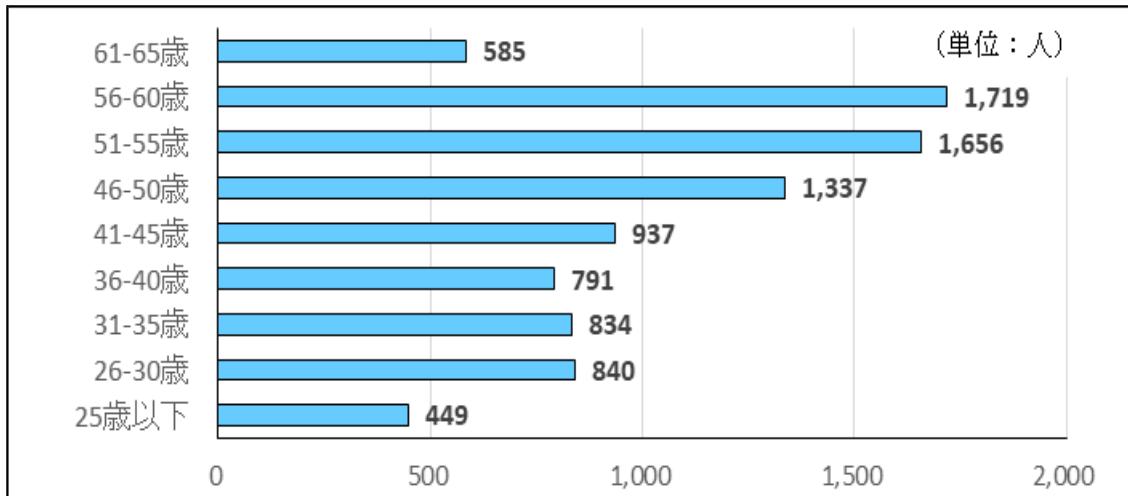
卒業年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
卒業者数(人)	179	159	194	174	175	165	207	155	189	185
就職希望者数(人)	57	50	55	66	57	48	49	44	54	46
希望者の割合(%)	31.8	31.4	28.4	37.9	32.6	29.1	23.7	28.4	28.6	24.9

出典：「特別支援学校中学部・高等部卒業生の進路状況調査」（県教育委員会）

10 教職員の資質と働き方

○ 平成28年度あたりから大量退職・大量採用の状況が続いています。特に小学校についてはその傾向が顕著であり、若手や中堅教員がベテランから学ぶ機会が減少するという課題や教育力の低下が指摘されています。

【教職員の年齢構成－5歳階級別－（本県公立学校全校種）】



出典：「宮崎県の教育－令和4年度版－」（県教育委員会）

- 「学校における働き方改革」については、令和元年度からの具体的な取組により、一定の成果が見られます。しかし、令和4年度の調査によると、改善が十分に図られていない実態や内容もあるため、今後更に推進していく必要があります。

【月当たりの時間外業務時間45時間以上の教職員の割合(本県公立学校のみ)】

小学校	職名	H30年度	R4年度	差	中学校	職名	H30年度	R4年度	差
	校長	44.1%	22.9%	-21.2%		校長	38.1%	33.6%	-4.5%
高等学校	副校長・教頭	91.3%	87.4%	-3.9%	副校長・教頭	91.3%	94.3%	3.0%	
	教諭等	35.3%	18.5%	-16.8%	教諭等	60.5%	48.7%	-11.8%	
	事務職員	6.3%	7.7%	1.4%	事務職員	17.4%	6.2%	-11.2%	

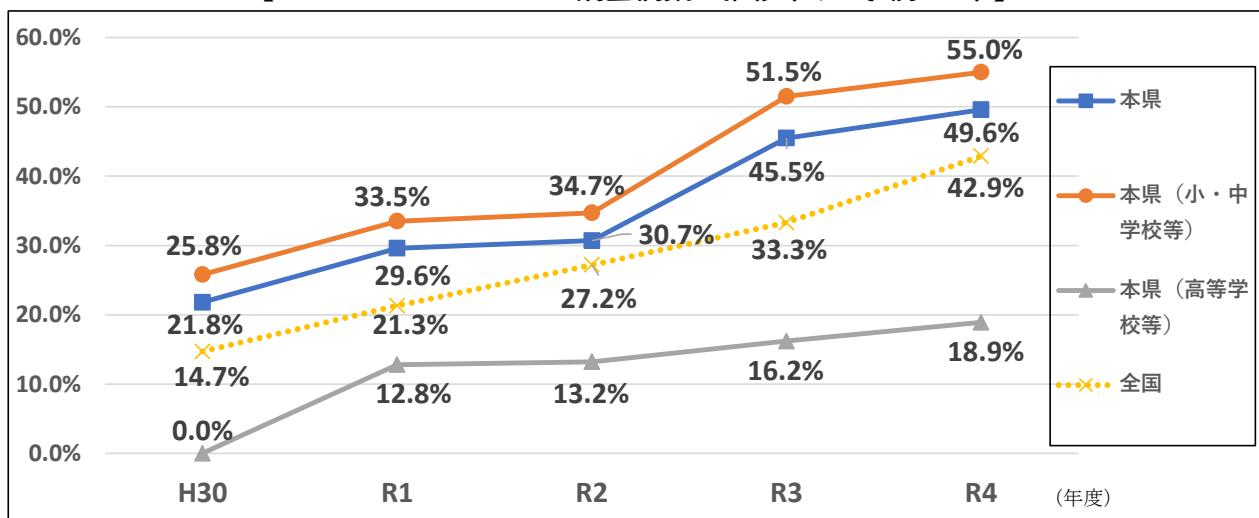
高等學校	職名	H30年度	R4年度	差	特別支援学校	職名	H30年度	R4年度	差
	校長	30.3%	30.6%	0.3%		校長	33.3%	8.3%	-25.0%
中学校	副校長・教頭	50.9%	54.3%	3.4%		副校長・教頭	76.5%	83.3%	6.8%
	教諭等	58.4%	47.3%	-11.1%		教諭等	29.8%	15.3%	-14.5%
	事務職員	11.0%	6.7%	-4.3%		事務職員	34.0%	16.7%	-17.3%

出典：「令和4年度 教職員勤務状況調査」（県教育委員会）

II 家庭や地域との連携

- 本県では、令和4年度の時点で、小・中学校等の55.0%、高等学校等の18.9%が、コミュニティ・スクールを設置していますが、今後、導入を推進していく予定の自治体もあることから、県内でも更に導入が進んでいくことが見込まれます。
- 学校教育と社会教育とが連携することが重要であり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と家庭、地域が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げることが必要となっています。

【コミュニティ・スクールの設置校数の推移(公立学校のみ)】



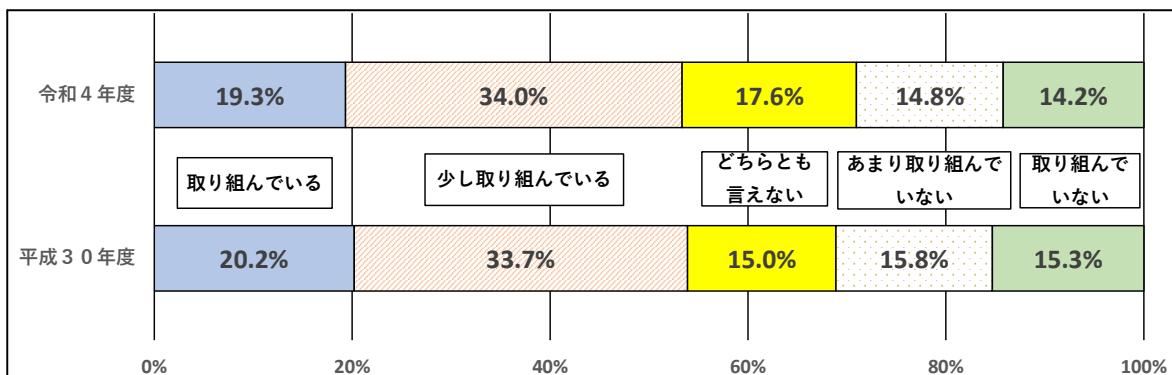
出典：「地域と学校の連携・協働体制の実施・導入状況」（文部科学省）

第3節 生涯学習と家庭・地域の教育

I 生涯学習

- 「人生100年時代」、「超スマート社会（Society5.0）」に向けて社会が大きな転換点を迎える中にあって、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながる生涯学習がこれまで以上に求められています。
- 県民意識調査の結果を見ると、日頃から学習に取り組んでいると答えた県民は約53%にとどまっており、今後も生涯を通じて学び、身に付けた知識・技能や経験を生かして様々な分野で活躍できるような環境整備をより推進していく必要があります。

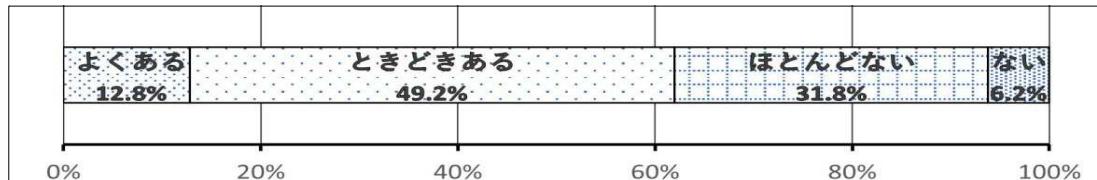
【日頃から生活の充実や仕事の技能向上、自己啓発等の学習に取り組んでいるか（本県）】



2 家庭教育支援

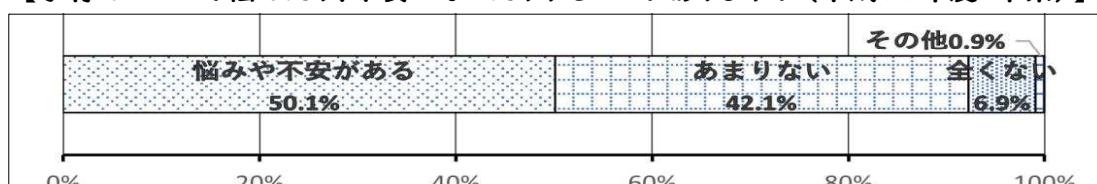
- 値観の多様化や地域のつながりの希薄化など家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱える家庭が多いことが懸念されており、家庭教育への支援を推進することが求められています。

【家庭教育に関して、悩んだり、不安になったりすることがありますか（令和4年度：本県）】



出典：「みやざきの教育に関する調査」（県教育委員会）

【子育てのことでの悩みや不安についてありますか（平成30年度：本県）】



出典：「県内の家庭教育の実態に関する調査」（県生涯学習課）

※ 「県内の家庭教育の実態に関する調査」は県内の園児（4歳）・小学3年生・中学校2年生の保護者2,390人を対象、「みやざきの教育に関する調査」は学校向け調査対象校（市町村立幼稚園・小学校・中学校及び義務教育学校・県立中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校）の保護者（1校3人程度）1,421人を対象に調査したものである。

- コロナ禍により、家庭教育支援のための「みやざき家庭教育サポートプログラム」などの学びの機会が減少しましたが、徐々に回復の兆しが見られます。
- 家庭教育に関する学習や相談ができる機会の更なる普及を図るとともに、社会全体で家庭教育を支援する機運の醸成や、体制づくりを進めていく必要があります。

【みやざき家庭教育サポートプログラムを活用した講座数(本県)】

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
90講座	136講座	53講座	76講座	114講座

出典：県生涯学習課調べ

3 地域の教育力

- 人口減少や少子高齢化などにより、公民館活動をはじめ、地域における様々な活動の担い手は、今後ますます減っていくことが予想され、地域の教育力が徐々に低下していくことが懸念されています。

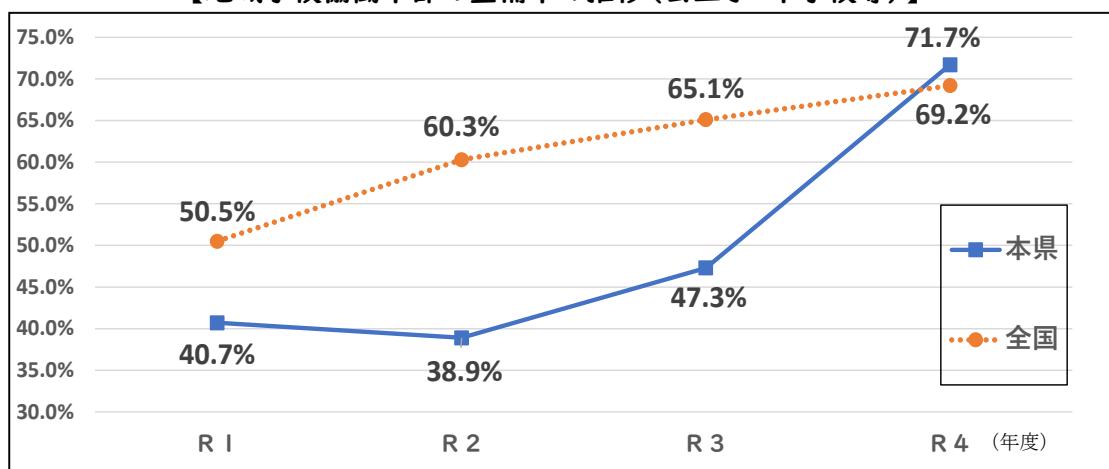
【公民館数の推移】

施設名 / 年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公立公民館数	107	104	99	97	97
公民館類似施設数	29	26	26	26	25
自治公民館数 (組織のみ) ※内数	2,344 (250)	2,347 (250)	2,332 (250)	2,329 (236)	2,327 (234)

出典：「令和4年度 社会教育関係統計資料」（県教育研修センター）

- 子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題が多様化・複雑化しており、様々な課題に対応するため、地域と学校が連携・協働した取組の重要性が高まっている中、地域と学校をつなぐ人材や地域学校協働活動を推進する上で要となる組織・体制（地域学校協働本部）の整備・充実が求められています。

【地域学校協働本部の整備率の推移(公立小・中学校等)】



出典：「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況」（文部科学省）

*4 みやざき家庭教育サポートプログラム：子育ての悩みや家庭を取り巻く社会問題等を参加者同士がワークショップや話し合いを通して、今まで気付かなかったことに気付いたり、大切なことを再認識したりすることができる参加体験型プログラム。

- 今後も引き続き社会教育関係団体*5、企業やNPOなど多様な主体との連携や、指導者の育成・確保などに取り組んでいくとともに、地域課題の解決等に向けて社会教育施設の機能の充実を図る必要があります。

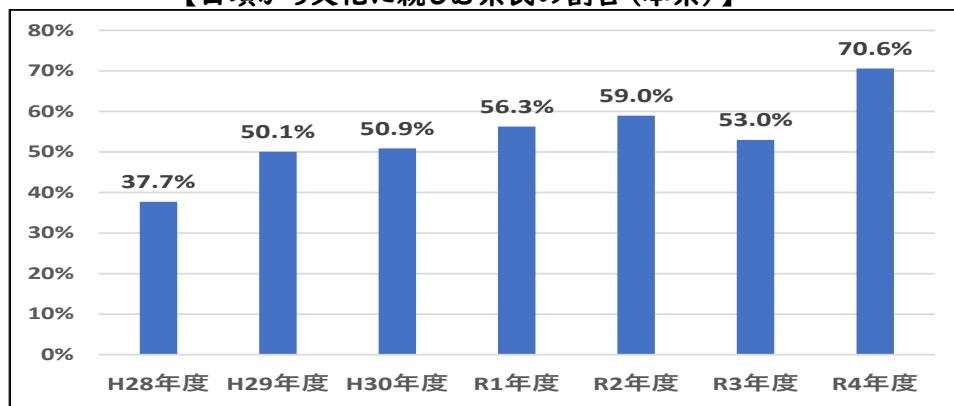
第4節 文化芸術・スポーツ活動

I 文化芸術活動

- 国民文化祭*6、全国障害者芸術・文化祭*7の開催を契機として、今後も本県の文化的振興等を図っていくため、令和4年3月に「宮崎県文化振興条例」を制定し、文化力の向上に向けた取組を進めています。

「日頃から文化に親しんでいる」県民の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響により文化活動が制約される状況が続いたため、令和3年度に減少しましたが、令和4年度には、主に鑑賞や読書により親しんでいる人の増加により回復しています。

【日頃から文化に親しむ県民の割合（本県）】



出典：「宮崎県県民意識調査」（県総合政策課）

- 県内には特色のある文化資源*8が数多く存在していますが、少子高齢化や過疎化の進行、新型コロナウイルス感染症等の影響により、伝統芸能等の担い手不足や行事の縮小がみられます。また、豪雨や台風等などの自然災害によって文化財が影響を受ける事例も多くなっています。
- 子供たちの豊かな感性や創造力を育て、文化に触れる機会を充実させるには、学校において、優れた文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることが大切です。また、学校や地域で子供たちの文化活動の創作・発表機会の充実を図ることで、次世代の文化の担い手を育成するとともに、その文化活動を支える指導者の指導力向上研修の充実も求められています。

*5 **社会教育関係団体**：社会教育法では「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」と定義される。具体的には、子ども会、青年団、婦人会、PTA、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、民間の青少年教育団体、各種のグループ・サークル等。

*6 **国民文化祭**：観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典であり、伝統芸能や文学、音楽、美術などの各種芸術、食文化などの生活文化等の活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与するもの。障がいの有無に関わりなく国民の参加や鑑賞機会の充実を図るために、「全国障害者芸術・文化祭」と一体的に開催しており、令和3年（2021年）に本県で開催。

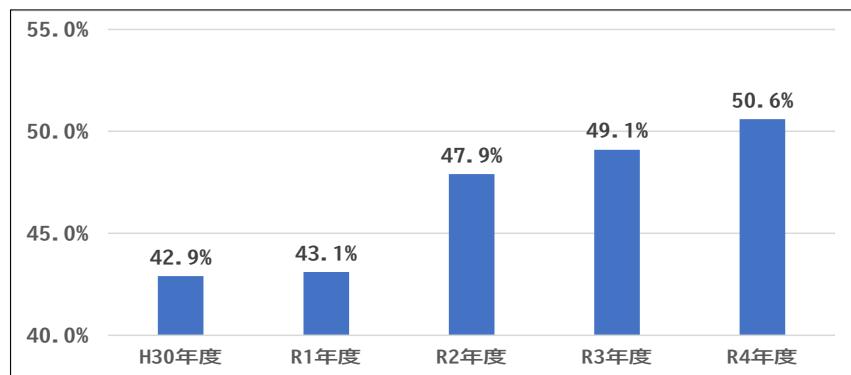
*7 **全国障害者芸術・文化祭**：障がい者の芸術文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するため、全国持ち回りで開催しており、令和3年（2021年）に本県で開催。

*8 **文化資源**：建造物（神社や古民家等）、美術工芸品（仏像や考古資料等）、民俗文化財（神楽や民具等）、記念物（遺跡や名勝、動植物等）、文化的景観（棚田等）、伝統的建造物群（歴史的な集落や町並み）等の文化財のほか、神話・伝承・郷土偉人など地域に根ざした生活文化に関する資源のこと。

2 スポーツ活動

- 運動・スポーツを週1回以上行っている県民の割合は上昇傾向にあり、「スポーツランドみやざき*9」の推進等により県民のスポーツに対する関心が高まっていることで、日常生活の中で運動やスポーツに取り組む人の増加につながっています。
- 宮崎県競技力向上基本計画*10に基づき、令和9年度に本県で開催予定の第81回国民スポーツ大会*11・第26回全国障害者スポーツ大会*12に向けた取組を進めしており、令和4年度栃木国体では天皇杯32位で前回令和元年度茨城大会の41位を上回る結果となりました。

【運動・スポーツを週1回以上行っている県民の割合(本県)】



出典：「宮崎県県民意識調査」（県総合政策課）

【国民体育大会(国民スポーツ大会)の総合成績(都道府県)の本県順位】

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
39位	41位	延期	中止	32位

出典：県スポーツ振興課調べ

*9 スポーツランドみやざき：スポーツキャンプの誘致や各種スポーツ大会の開催など、温暖な気候や充実したスポーツ施設等の本県ならではのポテンシャルを生かした本県の観光・交流の柱となる誘客や地域振興の取組。

*10 宮崎県競技力向上基本計画：本県開催の第81回国民スポーツ大会に向け開催県として天皇杯獲得を目指すため、必要となる競技力向上の具体的な対策を示す指針として平成30年7月に策定。施策の4本柱を「推進体制の整備・充実」、「選手の発掘・育成・強化」、「指導体制の充実・強化」、「環境条件の整備」とし、育成期、充実期、躍進期、継続期の4つの期間に分けて対策を示している。

*11 国民スポーツ大会：広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的に行われ、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典。令和5年（2023年）までは、「国民体育大会」と称するが、令和6年（2024年）第78回大会以降は「国民スポーツ大会」に改称される。

*12 全国障害者スポーツ大会：障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民や県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を図ることを目的とした障がい者スポーツの全国的な祭典。

第3章

本県が目指す教育の姿

第1節 スローガン

第2節 基本目標

< 計画の全体像 >

< 施策の体系 >

第1節 スローガン

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

このスローガンは、平成23年に策定した第二次宮崎県教育振興基本計画において、将来世代である子供たちをはじめ、県民一人一人が、宮崎や我が国、そして、世界の未来を切り拓いていく人となるよう願いを込めて掲げたものです。

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な時代だからこそ、思いやりの心を持って互いを支え合い、家庭や学校、地域等との連携・協働を深めるなど「絆」を大切にすること、豊かな情操や寛容の心、道徳心や公共の精神といった「心の豊かさ」とともに、自らの資質や能力を磨き、夢や目標を持って、その実現に挑戦し続ける「たくましさ」を育むことが重要であると考えます。

このため、今回、改めて策定する「宮崎県教育振興基本計画」においても、宮崎県教育基本方針の理念の実現に向けて、引き続き、このスローガンを掲げることとします。

第2節 基本目標

宮崎県教育基本方針の理念の具現化に向け、次の7つの「基本目標」を設定し、各施策の推進を図ることとします。

- 1 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進
- 2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進
- 3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成
- 4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進
- 5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進
- 6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上
- 7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

それぞれの基本目標の概要は、次のとおりです。

I 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

子供の最善の利益の実現とウェルビーイングの向上のために、いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育を推進し、また、インクルーシブ教育システムの実現に向け、特別支援教育を推進します。

さらに、多様な教育的ニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から、一人一人の可能性や個性を引き出す教育を推進します。

2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

子供たちが持続可能な社会の創り手として、社会に出て自らの夢や志を実現していくため、人格形成の基礎が培われる重要な時期である幼児期の教育を推進します。

また、学習指導要領の趣旨を踏まえた、確かな学力を育む教育を推進するとともに、一人一人の能力や特性に応じた学びを提供するため、教育の情報化を推進します。

3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心を持つとともに、他国を尊重し、幅広い視野でグローバル化に対応できる力を身に付けるため、ふるさと宮崎に学び、愛着を育む教育や、社会の変化に対応した多様な人材を育む教育を推進します。

また、社会的・職業的自立に向けた必要な基盤となる資質・能力を育成するために、キャリア教育・職業教育を推進します。

4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図ります。

また、令和9年(2027年)に本県にて開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上に努めます。

5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

人生100年時代を見据え、一人一人が豊かな人生を送ることができるためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障されるよう、生涯学習を推進します。また、地域コミュニティ基盤強化に向け、社会教育を推進します。

さらに、豊かな人間性を涵養し、創造力と豊かな感性を育むため、文化の振興、読書県づくりを推進します。

6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

学校教育を取り巻く環境が変化する中、子供たちや新たな教育課題に向き合う教職員の時間を十分に確保することで、教職員のウェルビーイングの向上を目指し、学校における働き方改革を推進します。

また、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するため、教職員の養成、採用、研修の充実や魅力ある優れた人材の確保など、教職員の資質能力の向上に努めます。

7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

子供たちが安全・安心に学校生活を送ることができるように、学校安全を推進します。また、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進します。

さらに、学校の教育環境の充実や学校種間の連携・接続など、魅力ある教育の振興・支援を推進します。

<計画の全体像>

宮崎県教育基本方針



宮崎県教育振興基本計画

【スローガン】

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

<基本目標>

目標1

多様性を認め合い、
一人一人を大切にする教育の推進

目標2

次代へ向けて学び続ける
子供たちを育む教育の推進

目標3

ふるさとへの誇りと愛着を持ち、
世界を視野に活躍する人材の育成

目標4

スポーツを生かした
「未来のみやざき」づくりの推進

目標5

生涯を通じて学び、
文化に親しむ社会づくりの推進

目標6

学校業務の改善と
教職員の資質能力の向上

目標7

教育効果を高める体制や
環境の整備・充実

<施策>

1 いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進

2 特別支援教育の推進

3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保

4 幼児期の教育の充実

5 確かな学力を育む教育の推進

6 教育の情報化の推進

7 郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進

8 社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進

9 キャリア教育・職業教育の推進

10 幅広い世代でのスポーツの推進

11 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進

12 生涯学習の推進

13 文化的振興

14 読書県づくりの推進

15 学校における働き方改革の推進

16 教職員の資質能力の向上

17 安全・安心な教育環境の整備・充実

18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

19 魅力ある多様な教育環境の振興・支援

<施策の体系>

～基本目標、施策及び施策の内容～

基本目標1 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策1 いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進

- ①いのちを大切にする教育の推進
- ②人権教育の推進
- ③道徳教育の推進
- ④体験活動の充実

施策2 特別支援教育の推進

- ①多様なニーズに対応した支援体制の充実
- ②全ての教職員の特別支援教育に関する専門性向上
- ③自立支援・就労支援の充実

施策3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保

- ①いじめ及び不登校・高等学校中途退学等への対応の充実
- ②義務教育未修了者や外国籍の児童生徒等への教育機会の提供・支援
- ③経済的な支援の充実

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策4 幼児期の教育の充実

- ①幼児教育推進体制の充実
- ②教育・保育内容の充実
- ③小学校教育との円滑な接続の推進
- ④子育て支援体制の充実

施策5 確かな学力を育む教育の推進

- ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ②確実な実態把握と分析による資質・能力の育成

施策6 教育の情報化の推進

- ①ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- ②教職員のICTの活用指導力の向上
- ③ICTを活用するための環境の整備
- ④ICT推進体制の整備と校務の改善

基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策7 郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進

- ①学校における「ふるさと学習」の充実
- ②地域課題解決に参画する態度を育む教育の推進
- ③地域における「ふるさとに学ぶ活動」の推進

施策8 社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進

- ①グローバル化に対応した教育の推進
- ②科学技術教育の推進
- ③持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

施策9 キャリア教育・職業教育の推進

- ①児童生徒の発達を重視したキャリア教育の推進
- ②家庭・地域と連携・協働したキャリア教育の推進
- ③時代の変化に対応できる職業教育の推進
- ④高校生の就職支援の充実

基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進

施策10 幅広い世代でのスポーツの推進

- ─ ①多様な主体によるスポーツの推進
- ─ ②共生社会の実現に向けたスポーツの推進
- ─ ③スポーツによる地域活性化
- ─ ④国スポ・障スポ大会に向けた競技力向上

施策11 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進

- ─ ①学校体育の推進
- ─ ②健康教育・食育の推進

基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

施策12 生涯学習の推進

- ─ ①生涯学習推進体制の充実
- ─ ②社会教育の充実

施策13 文化的振興

- ─ ①県民誰もが文化に親しむ機会の充実
- ─ ②文化活動を支え育む環境の整備
- ─ ③文化資源の保存・継承・活用
- ─ ④学校における文化芸術活動の充実

施策14 読書県づくりの推進

- ─ ①学校における読書活動の推進
- ─ ②家庭・地域における読書活動の推進
- ─ ③読書県づくりの推進体制の充実

基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

施策15 学校における働き方改革の推進

- ─ ①学校の機能を高めるための学校業務の改善
- ─ ②部活動の地域移行に向けた環境整備

施策16 教職員の資質能力の向上

- ─ ①優れた人材の確保
- ─ ②専門性や社会性の向上のための研修の充実

基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

施策17 安全・安心な教育環境の整備・充実

- ─ ①子供が自ら安全に行動する力の育成
- ─ ②安全・安心な学校施設の整備
- ─ ③実践的な防災教育等の推進

施策18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

- ─ ①コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ─ ②家庭教育支援の充実
- ─ ③教育に関する県民意識の醸成

施策19 魅力ある多様な教育環境の振興・支援

- ─ ①公立小・中・義務教育学校の教育環境の充実
- ─ ②県立学校の教育環境の充実
- ─ ③学校種間の連携・接続の推進
- ─ ④私立学校の振興
- ─ ⑤高等教育機関との連携

第4章

施策の展開

基本目標1 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

- 施策1 いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進
- 施策2 特別支援教育の推進
- 施策3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

- 施策4 幼児期の教育の充実
- 施策5 確かな学力を育む教育の推進
- 施策6 教育の情報化の推進

基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

- 施策7 郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進
- 施策8 社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進
- 施策9 キャリア教育・職業教育の推進

基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進

- 施策10 幅広い世代でのスポーツの推進
- 施策11 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進

基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

- 施策12 生涯学習の推進
- 施策13 文化的振興
- 施策14 読書県づくりの推進

基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

- 施策15 学校における働き方改革の推進
- 施策16 教職員の資質能力の向上

基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

- 施策17 安全・安心な教育環境の整備・充実
- 施策18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
- 施策19 魅力ある多様な教育環境の振興・支援

基本目標Ⅰ 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策Ⅰ いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進

課題及び今後の方向性

- 「いのち」に関わる問題について、身近な相談機関や抱えた悩みなどの解決策を知らないがゆえに、適切な支援を得ることができないこともあることから、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには、助けを求めてよいということを学ぶ教育を更に推進していくことが求められています。
- 子供たちが自己肯定感を高めるとともに、他者理解を深めて違いを認め合えるような人権感覚を身に付けるため、教職員をはじめ、地域や関係機関等が連携した人権教育を一層推進する必要があります。
- 豊かな人間性を育成するために、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進したり、新型コロナウィルス感染症拡大の影響によって機会が減少した、自然体験活動や社会体験活動等の充実を図ることが重要です。

施策の内容と主な取組

I いのちを大切にする教育の推進

何よりも大切な子供たちの「いのち」を守り、これに関わる資質や能力を育んでいくため、学校や家庭、地域、関係機関等が相互に連携・協働しながら、子供たちが他の「いのち」がかけがえのないものであることを学ぶ取組を総合的に推進します。

取組Ⅰ－Ⅰ 宮崎県いのちの教育週間における取組の更なる充実

- 県下一斉に「いのち」について、改めて考える機会としている「宮崎県いのちの教育週間（7月1日から7日まで）」に関する取組を更に充実させ、子供自身の意識を高めることで、自分やほかの人のかけがえのない「いのち」を大切にする子供の育成を目指します。



宮崎県「いのちを大切にする教育」

取組Ⅰ－2 SOSの出し方に関する教育の推進

- 子供たちがいのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育を推進します。

取組Ⅰ－3 肯定的方法で支援する組織的な取組の推進

- 「身に付けたい行動を育てる」という発想のもと、学校の実情や課題等を踏まえて場面ごとに行動目標を設定し、学校全体で全ての児童生徒を対象に肯定的な方法で支援する「スクールワイドPBS (Positive Behavior Support)」を推進します。

2 人権教育の推進

各学校における人権教育の推進体制や研修体制を充実させるとともに、学校と家庭・地域との連携及び関係機関・団体等との協働を通して、人権が尊重される社会の実現に努めます。

取組2－1 幼児児童生徒の人権感覚の育成

- 各学校において、校内推進委員会を設置し、組織的・計画的に人権教育を推進することで、子供たちの自己理解を深め、自己肯定感を高めるとともに、他者理解を深め、違いを個性として認める気持ちを育みます。

取組2－2 教職員の人権感覚の高揚と指導力の向上

- 日本社会に根差したウェルビーイングの向上・共生社会の実現に向けた教育を推進するために、同和問題*1をはじめとする様々な人権問題*2への理解を深め、教職員の人権感覚を高めることができるように、校内や校外での研修の充実を図ります。

取組2－3 地域と連携した人権尊重の精神の醸成

- 学校・家庭・地域が連携し、関係機関・団体等との協働を図りながら、人権尊重の啓発に関する共通理解や協働実践を通して、人権が尊重される地域づくりに取り組みます。

3 道徳教育の推進

各学校における道徳教育の推進体制や研修体制を充実させるとともに、小・中学校等においては、「特別の教科 道徳」を要として道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導の展開を図り、また、全ての学校種において、教育活動全体を通して道徳教育の推進を図ります。

*1 同和問題：被差別部落や同和地区と呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいるということなどを理由に、社会生活において様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題。

*2 人権問題（参考）：宮崎県人権教育基本資料に示されている人権課題。

[子ども] [女性] [高齢者] [障がいのある人] [同和問題（部落差別）] [アイヌの人々]
[外国人] [HIV感染者等] [ハンセン病患者・元患者等] [犯罪被害者等]
[インターネットによる人権侵害] [性的少数者（性的マイノリティ）]
[刑を終えて出所した人] [北朝鮮当局によって拉致された被害者等] [その他]
※その他には、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別等が含まれます。

取組3－1 各学校における道徳教育の充実

- 各学校の実態に応じた道徳教育の全体計画を明確に掲げるとともに、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師が中心となり、道徳教育推進のための体制を確立することで、各学校が一体となった道徳教育を進めます。

取組3－2 道徳教育の研修会の実施

- 道徳教育に関する研修会等を実施することで教員の指導力を向上させ、小・中学校等においては「考え方議論する道徳」の授業づくりを推進し、道徳科の充実を図ります。また、全ての学校種において、道徳教育が人間としての在り方生き方にに関する教育として、教育活動全体を通じて行われるよう、その充実を図ります。

4 体験活動の充実

児童生徒の自然体験・社会体験活動、仲間との交流活動を通して、豊かな人間性や社会性の育成を目指します。

取組4－1 自然体験・社会体験の充実

- 児童生徒の発達の段階に即して、自然体験活動や社会体験活動をより計画的・効果的に実施し、自己肯定感や協調性、個人の主観的な幸福感（ウェルビーイング）など豊かな人間性・社会性の育成を図ります。

取組4－2 青少年自然の家を活用した体験活動の充実

- 県内に3施設ある青少年自然の家を活用し、地域や学校、青少年育成団体と連携・協力しながら、自然体験や集団宿泊活動等の体験活動の充実に努めます。

取組4－3 障がいのある子供と障がいのない子供の交流及び共同学習^{*3}の推進

- 小・中・高等学校等と特別支援学校の学校間交流や、高校生が主体となって特別支援学校の児童生徒との交流を行う心のバリアフリー^{*4}活動、特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地校交流^{*5}や交流籍^{*6}の実践など交流及び共同学習の充実を図ることにより、多様性や公平・公正、包摂性のある共生社会の実現に向けた教育を推進します。

*3 交流及び共同学習：障がいのある子供と障がいのない子供の相互理解を推進することを目的とする活動。

*4 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことで、心の障壁を取り除くこと。

*5 居住地校交流：交流及び共同学習の形態の一つ。特別支援学校に通う子供が、授業の一環として自分の住んでいる地域の小・中学校等の学校行事に参加したり、一部の教科等の学習を共に行ったりすること。

*6 交流籍：障がいのある子供が、多様な学びの場の柔軟な選択ができるように、特別支援学校と居住する地域の学校の両校に学籍を持つこと。

基本目標Ⅰ 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策2 特別支援教育の推進

課題及び今後の方向性

- 小・中学校等の特別支援学級在籍者数及び通級による指導を受けている児童生徒数は増加し続けており、特別支援教育のニーズは様々な面で高まっています。インクルーシブ教育システムの理念に基づき、個に応じた指導や支援を行うため、引き続き、一人一人の教育的ニーズに的確に応え、状況の変化に柔軟に対応できるよう、連続性のある多様な学びの場の充実に努める必要があります。
- 全ての教職員が特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒を指導することを前提に、特別支援教育に係る専門性を高め適切な指導と必要な支援を講じることができるように、一人一人の教員を支える仕組みを構築し、キャリアに応じた研修を実施することが不可欠です。
- 特別支援学校においては、重度・重複化、多様化している幼児児童生徒の教育的ニーズに対応するための教育課程を編成し、地域の外部専門家と連携しながら、新しい時代に対応した、幼児児童生徒の自立と社会参加に向けたキャリア教育及び職業教育の充実を図ることが重要です。
- 障がい児・者に係る新たな法令の成立、特別支援教育のニーズの高まりから、就学前教育保育施設や小・中・高等学校等における特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、各特別支援学校においては社会や時代の変化に対応したセンター的機能^{*1}を発揮することが重要です。

*1 センター的機能：地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校が中核的な役割を担い、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校等を支援していくこと。

施策の内容と主な取組

I 多様なニーズに対応した支援体制の充実

一人一人の特別な教育的ニーズに的確に応え、状況の変化にも柔軟に対応できる多様な学びの場の充実に取り組みます。これまでの校内支援体制の機能強化や関係機関との連携の充実を図ります。

取組I－1 学びの場の整備と適切な就学先決定の促進

- 一人一人の特別な教育的ニーズに的確に応え、状況の変化にも柔軟に対応できるよう、通級による指導を中心に多様な学びの場の整備・充実に努めます。また、高等学校等に在籍する特別な教育的ニーズのある全ての生徒が、通級による指導を受けられる体制を整えます。
- 市町村教育委員会と連携し、本人・保護者の意見を尊重しつつ、自立と社会参加を見据えて、本人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場の選択がなされるための体制づくりを推進します。

取組I－2 特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくり

- 子供たちの達成感、自己肯定感を高めるため、一人一人の障がいの状況に応じた合理的配慮^{*2}の提供が適切に行われるなど、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくりを推進します。これによりインクルーシブ教育システムの実現を目指します。

取組I－3 切れ目のない支援に向けた関係機関との連携強化

- 特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒が切れ目のない支援を受けることができるようにするため、「個別の教育支援計画^{*3}」及び「個別の指導計画^{*4}」の機能充実を図り、活用を促進します。これにより家庭・地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を強化します。

*2 合理的配慮:障がいのある子供が、障がいのない子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、また、障がいのある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもので、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

*3 個別の教育支援計画:学校が、家庭、地域及び医療や福祉、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で障がいのある子供への教育的支援を行うために作成し活用する計画。具体的には、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にしたりするもの。

*4 個別の指導計画:学校が、障がいのある子供の実態を的確に把握し、各教科等の指導を行うために作成し活用する計画。障がいのある子供一人一人について、指導の目標、内容、方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成するもの。

2 全ての教職員の特別支援教育に関する専門性向上

全ての教職員が特別支援教育に係る専門性を高め、適切な指導と必要な支援を講じることができるように、一人一人の教員を支える仕組みを構築し、キャリアに応じた研修を実施します。

取組2－1 幼・保・小・中・高等学校等の教諭等の研修の充実

- 幼稚園教諭や保育士、保育教諭^{*5}、小・中・高等学校等の全ての教職員が障がいや特別支援教育についての理解を深めるため、エリアサポート体制^{*6}における研修や巡回相談をより一層充実させ、教職員の専門性の向上を図ります。

取組2－2 特別支援教育に関する人材育成のための研修体制等の構築

- 管理職を含む全ての教職員及び教育行政担当者が身に付けるべき特別支援教育に係る知識・技能を担当別、能力別に整理した上で、特別支援教育に関する育成指標を基に、体系的な研修体制等を構築し、専門的な知識・技能を有する教員の養成を目指します。併せて特別支援教育に専門的に携わる教職員のキャリアアップを支援します。

取組2－3 特別支援学校のセンター的機能の強化

- 特別支援学校のセンター的機能を強化するため、障がい児・者の新たな法令に対応する支援体制の検討、外部専門家を活用した研修や授業研究による特別支援学校の教職員の専門性や指導力の向上に取り組みます。

3 自立支援・就労支援の充実

重度・重複化、多様化している特別支援学校の幼児児童生徒の教育的ニーズに対するための教育課程を編成し、地域の外部専門家と連携し、新しい時代に対応し、幼児児童生徒の自立と社会参加に向けたキャリア教育及び職業教育の充実を図ります。

取組3－1 知的障がいのある生徒の職業教育の充実

- 知的障がい特別支援学校高等部における職業コースの導入による作業学習の充実と、専門的な職業教育を行う職業学科を置く高等特別支援学校^{*7}の設置により、知的障がいのある生徒の就職希望者数を増やし、就職率の向上を目指します。

取組3－2 専門家との連携による自立と社会参加の推進

- 幼児児童生徒の自立と社会参加を推進し、本人や保護者の希望に沿った進路を実現するため、共生社会の実現に対応したキャリア教育や企業・福祉・労働等の専門家との連携による自立支援及び職業教育の充実を図ります。

*5 保育教諭：幼保連携型認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ職員のこと。

*6 エリアサポート体制：発達障がいを含む全ての障がいのある子供が、適切な指導及び必要な支援を就学前から学校を卒業するまで一貫して受けることができるよう、県内を保健福祉圏域に準じて7つのエリアに分け、エリアごとに拠点校を指定し、高い専門性を備えた教員を配置するなどして構築した本県独自の地域支援体制。

*7 高等特別支援学校：軽度の知的障がいの生徒を対象とした高等部のみの特別支援学校。

基本目標Ⅰ 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保

課題及び今後の方向性

- いじめや不登校といった生徒指導上の課題に加え、ヤングケアラーや子供の貧困など新たな社会的課題も生じており、これらの多様な課題に対応するため、教育相談体制の充実や多様な学びの場の確保など、一人一人の課題に応じた適切な対応が重要です。
- 本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒の割合は増加傾向にあり、国籍も多様化しています。また、それらの児童生徒の多くが、日本語を話すことができない状況にあるため、日本の文化や学校生活に適応するための支援が必要です。
- 教育の機会均等の趣旨にのっとり、修学に係る保護者負担の軽減や、高等学校・大学等において経済的理由により修学が困難な生徒・学生等に対する支援などの充実が引き続き求められます。

施策の内容と主な取組

I いじめ及び不登校・高等学校中途退学等への対応の充実

全ての児童生徒のよさや可能性に着目し、自発的・自主的な発達を支える発達支持的生徒指導を進めるとともに、いじめや不登校に加え、ヤングケアラーなど新たな社会的課題に対応するため、スクールカウンセラーなどの専門家やSNS*1等を活用し、個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談体制の構築に努めます。また、不登校や中途退学などの課題への対応のため関係機関やフリースクール*2等民間団体との連携を一層推進することにより一人一人に応じた多様な学びの場の確保に努めます。

取組Ⅰ－Ⅰ 一人一人のよさや可能性に着目した発達支持的生徒指導の推進

- 児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばし、身近な課題を主体的に解消する力などの社会的資質・能力の発達を支える発達支持的生徒指導の推進を通して、自己存在感や自己肯定感等を感じることができる魅力ある学校づくりを推進します。

*1 SNS (Social Network Service)：人と人のつながりを支援するインターネット上のサービス。

*2 フリースクール：明確な定義はないが、不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。

取組Ⅰ－2 個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談体制の構築

- いじめや不登校、高等学校中途退学などの課題や、ヤングケアラーや子供の貧困といった社会的課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー*3等の専門家の配置・派遣体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携を推進し、オンラインも活用するなど、一人一人に寄り添った対応に努めます。
- これまでの電話や対面での相談に加え、児童生徒にとってより相談しやすい窓口として、一人一台端末やSNSを活用した相談体制を構築し、様々な悩みや不安の早期発見、解決を図ります。

取組Ⅰ－3 ネット上のいじめやトラブルを防止するための取組の充実

- 深刻化するネット上のいじめやトラブルを防止するため、警察などの関係機関との連携を推進しながら、未然防止や早期発見、対応のための対策を講じ、問題の解決と情報モラルの向上を図ります。

取組Ⅰ－4 不登校、高等学校中途退学対応の充実

- 不登校や高等学校中途退学の課題への対応として、児童生徒の希望を尊重した上で、教育支援センター（適応指導教室）*4やICTを活用した学習支援、フリースクールなどでの受入れ、不登校特例校*5の設置に向けた研究など、多様な学びの場の充実を図ることにより社会的自立への支援に努めます。

2 義務教育未修了者や外国籍の児童生徒等への教育機会の提供・支援

外国人の児童生徒が、日本における社会生活や学校生活に適応するために、市町村教育委員会と連携し、その支援の在り方を協議しながら、支援員の適性な配置に取り組みます。

また、義務教育未修了者を含め、様々な理由により十分な教育が受けられないまま中学校を卒業した方が義務教育を受ける機会を保障するための夜間中学の設置等についても市町村教育委員会と連携し適切な支援を行います。

取組2－1 日本語指導が必要な児童生徒の把握

- 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒について調査を行い、市町村教育委員会と連携し、必要な支援の内容を協議します。

取組2－2 日本語指導支援員の配置

- 必要な支援の度合いを踏まえて、学校に支援員等を配置するなど対応に努めます。

*3 スクールソーシャルワーカー：児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。

*4 教育支援センター（適応指導教室）：不登校児童生徒が学校生活に向けた復帰を支援することを目的に、教育委員会によって設置された施設のこと。

*5 不登校特例校：不登校児童生徒等に対し、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校のこと。

3 経済的な支援の充実

教育に係る経済的負担軽減を図り、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう引き続き支援するとともに、機会を捉えて、生徒及び保護者へ修学支援に関する制度の周知に努めます。

取組3－1 県立高校生等の授業料負担の軽減に対する支援

- 県立高校生等に対して、公立高校授業料相当額の助成を行うなど、授業料の負担軽減を図ります。

取組3－2 県立高校生等の教育費負担の軽減に対する支援

- 県立高校生等に対して、家庭の経済状況に応じて授業料以外の教育費に充てるための給付金（奨学給付金）を支給することにより、教育費の負担軽減を図ります。

取組3－3 特別支援教育就学奨励費による支援

- 特別支援学校等に通う幼児児童生徒の保護者等に対して、家庭の経済状況に応じて特別支援教育就学奨励費を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。

取組3－4 私立高校生等の授業料負担の軽減に対する支援

- 私立高等学校及び専修学校高等課程^{*6}等に在学する生徒に対して、公立高校授業料相当額（所得に応じて加算）の助成を行うなど、授業料負担軽減を図ります。

取組3－5 私立高校生等の教育費負担の軽減に対する支援

- 私立高校生等に対して、家庭の経済状況に応じて授業料以外の教育費に充てるための給付金（奨学給付金）や私立学校が行う授業料減免に対する補助を行うなど、教育費の負担軽減を図ります。

取組3－6 育英資金による支援

- 向学心に富み、優れた素質を有しながら経済的理由により修学が困難な学生や生徒に対して宮崎県育英資金を貸与します。

*6 専修学校高等課程：実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う専修学校には、専門課程、高等課程、一般課程の3つの課程があり、高等課程は中学校卒業者を入学資格としている。高等課程を設置する専修学校を高等専修学校と呼び、高等学校と同じ中等教育機関に位置付けられている。

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策4 幼児期の教育の充実

課題及び今後の方向性

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、全ての幼稚園・保育所・認定こども園*1において質の高い幼児教育を提供することが求められています。全県的な幼児教育推進体制の充実を図ることが重要です。
- 幼児教育の質の向上を図るために、幼稚園・保育所・認定こども園の教諭・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上を図る研修・助言の機会の充実を図る必要があります。
- 幼保小の接続期の教育の質を保障し、幼児期に育まれた力を小学校教育につなげていくために、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携及び幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進を図る必要があります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園に加え、地域の子育て支援体制を強化し、不安や悩みを抱える保護者への支援が求められています。

*1 認定こども園：保護者の就労の有無・形態等にかかわらず、就学前の子供を対象に教育及び保育を一体的に提供し、さらに、地域における子育て支援を実施する機能を備える施設として、都道府県知事が認可・認定した施設。

施策の内容と主な取組

I 幼児教育推進体制の充実

幼稚園・保育所・認定こども園への助言や小学校との連携・接続の支援を行う市町村幼児教育アドバイザー*2の育成・配置等を推進し、全県的な幼児教育推進体制の充実を図ります。

取組I－I 幼児教育アドバイザーの育成

- 幼児教育アドバイザー養成研修を実施するとともに、市町村幼児教育アドバイザーへの助言等による支援を行うことで、市町村幼児教育アドバイザーの育成・配置を推進し、全県的な幼児教育推進体制の充実を図ります。

2 教育・保育内容の充実

教諭・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上を図る研修を充実させるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園に対し、運営への支援や教育課程等*3及びその他、幼児教育・保育内容に関する支援・助言に努め、教育・保育内容の質の充実を図ります。

取組2－I 教諭・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上を図る研修の充実

- 研修体系を構築し、経験年数や職階などのキャリアステージに応じた研修を実施するとともに、特別支援教育、保健衛生・安全対策、ＩＣＴ活用など、時代のニーズに応じた研修を充実させ、教育・保育内容の質の向上を図ります。

取組2－2 運営への支援や教育課程等の幼児教育・保育内容に関する支援・助言

- 幼稚園・保育所・認定こども園の監査や、公開保育・園内研修支援のための施設訪問の機会に、運営への支援や教育課程等及びその他、幼児教育・保育内容に関する助言を行い、教育・保育内容の質の向上を図ります。

*2 幼児教育アドバイザー：幼児教育の専門的知見や豊富な実戦経験を有し、域内の幼児教育施設への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等についての助言等を行う者。

*3 教育課程等：幼稚園及び認定こども園における「教育課程」と保育所における「全体的な計画」。

3 小学校教育との円滑な接続の推進

市町村関係部局や市町村教育委員会と連携し、小学校との連携・接続に関する助言を行い、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携及び幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進を図ります。

取組3－1 幼保小連携・接続に関する取組・研修支援

- 幼保小連携・接続推進に係るモデル地域を支援し、取組事例を他地域に広げるとともに、市町村の幼保小連携・接続に係る取組や研修を支援することにより、県内の幼保小連携・接続の推進を図ります。

取組3－2 幼保小連携・接続推進会議、実務者会議の開催

- 幼児教育・保育の関係者の代表及び小学校の代表等で構成される幼保小連携・接続推進会議や市町村の関係部局・教育委員会の実務者会議を開催し、課題や取組を共有することで、幼保小連携・接続体制の強化を図ります。

4 子育て支援体制の充実

幼稚園・保育所・認定こども園や子育て支援団体などによる子供の成育過程に対応した講座等を開催することにより、子育て中の保護者に対する学習機会の提供に努めることで、子育て支援体制の充実を図ります。

取組4－1 地域の子育て家庭への支援体制の充実に向けた研修の実施

- 幼稚園・保育所・認定こども園や児童館、地域子育て支援センター等の施設開放、子育てに関する相談、学習機会の提供、子育て支援員養成研修やペアレントトレーナー養成講座*4の実施により、子育て家庭への支援体制の充実を図ります。

*4 ペアレントトレーナー養成講座：保護者が子供とのよりよい関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子供の発達促進や行動改善を目的とした保護者向けの「ペアレントトレーニング」を実施するトレーナーの養成講座。

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策5 確かな学力を育む教育の推進

課題及び今後の方向性

- 本県の小・中学校等の児童生徒の学力は、令和4年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、全ての教科で全国平均を下回っており、地域間の格差や学校間の格差も拡大傾向にあります。
- 「子供たちの学びの保証」という公教育最大の使命を果たすために、小・中学校等においては、各市町村教育委員会と連携を図り、「誰一人取り残さず個々の可能性を最大限に引き出す教育」の実現に向けた学力向上が不可欠です。
- 次代を切り拓く子供たちに求められる資質・能力としては、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイディアを共有し新しい解や納得解を生み出す力が挙げられます。
- 社会のつながりを意識させながら、実際の社会で求められる資質・能力を育めるよう、「探究的な学び」の更なる充実が重要です。

施策の内容と主な取組

I 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

基礎的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、生きる力を育む教育の充実に努めます。

また、授業改善をねらいとした研修会や学校訪問の実施、校内研修の充実等により教員の指導力を向上させ、授業を改善することで、児童生徒の学力向上を図ります。

取組Ⅰ－1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られた授業の推進

- 各教科等の指導を通して育成を目指す「資質・能力」を明確にした上で、児童生徒一人一人が自らの学びを成立させていく授業を推進するとともに、児童生徒同士で話し合い、教え合いながら、互いを高め合い、よりよい学びを生み出す授業を推進します。

取組Ⅰ－2 学力調査の結果等を基にした研修会等の実施

- 学力調査の結果等を分析することで明らかになった課題について、課題解決の方策を明確にした研修会を実施したり、オンラインや校務支援システム等により好事例等を定期的に紹介するなど、教員の指導力の向上を図ります。

取組Ⅰ－3 学力向上のための学校訪問の実施

- 学力向上及び授業改善をねらいとした学校支援を実施します。訪問時における授業者への個別のフィードバックやオンラインによる定期的な地区別の研修会等を通して、教員の指導力を向上させ、授業を改善することで、児童生徒の学力向上を図ります。

取組Ⅰ－4 学力向上を図るための組織的取組の推進

- 児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実と学力の向上を図るために、学習課題や習熟の程度に応じた少人数指導やチーム・ティーチング、小学校における教科の専門性を生かした指導など、学校の組織的取組の工夫・改善を図ります。

取組Ⅰ－5 資質・能力のバランスのとれた学習評価

- 指導と評価の一体化を図るために、生徒の学習改善、教師の指導改善につながる評価の充実及び社会で求められる資質・能力をバランスよく評価する多面的・多角的な学習評価の充実を図ります。

取組Ⅰ－6 高等学校等における「探究的な学び」の推進

- 横断的・総合的な学習を通して、自己の在り方生き方を考えながら、課題を発見し、よりよく解決していく資質・能力の育成を図るため、地元自治体や高等教育機関^{*1}、産業界等との協働による「総合的な探究の時間」の推進を図ります。
- 各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく「ＳＴＥＡＭ教育」等の視点を通じた、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を図ります。

*1 高等教育機関：学校教育法第1条に定められる学校のうち、後期中等教育（高等学校）に続く上位の学校を意味する。具体的には、大学・短期大学・高等専門学校を指す。

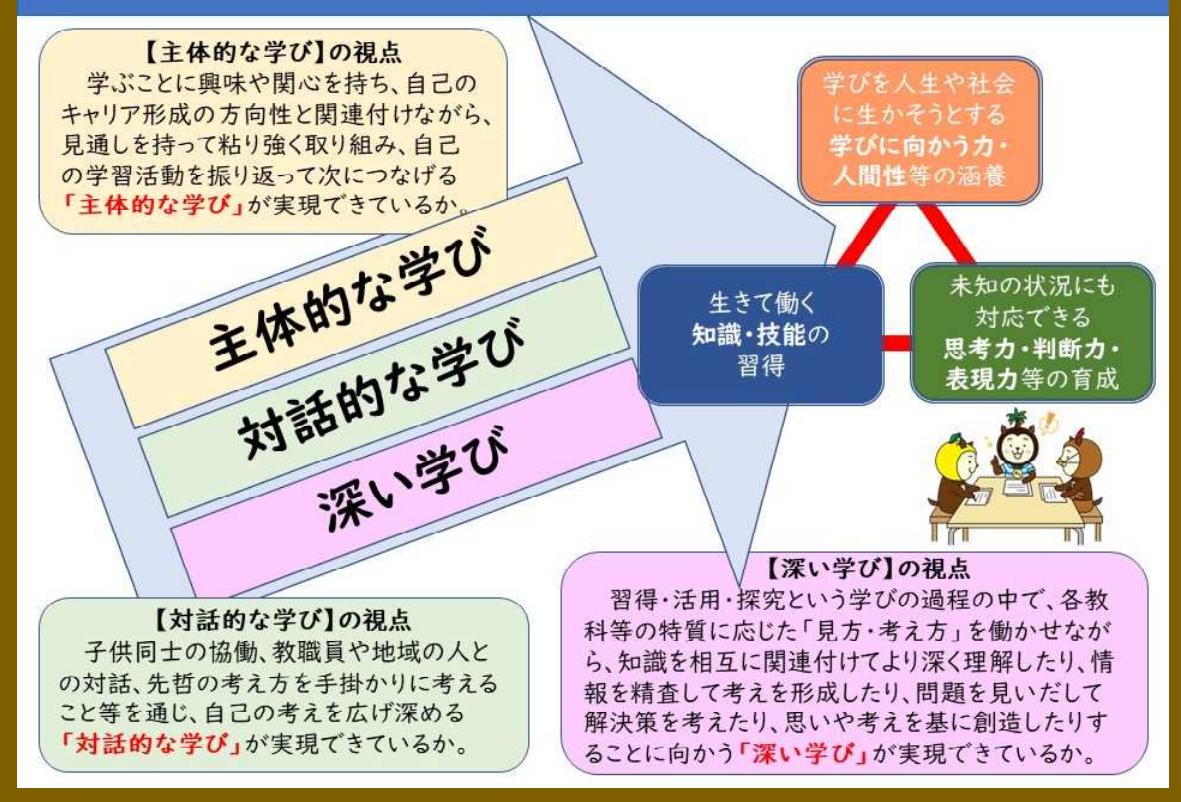
確かな学力

確かな学力とは、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたものです。

変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けさせるためには、知識の習得ばかりを重要視する教育ではなく、習得した基礎的・基本的な知識及び技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う教育の充実に努めることが大切です。

家庭・地域との連携による望ましい生活習慣を土台に、新学習指導要領を着実に実施して、子供たちの確かな学力を育んでいきましょう。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善



「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について：イメージ（文部科学省）」を基に作成

2 確実な実態把握と分析による資質・能力の育成

児童生徒の学力や学習状況の把握・分析を専門機関と連携して行うとともに、分析結果を基にした学校支援を充実させたり、学校における学力向上マネジメントサイクルの確立を支援したりして、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や、学んだ知識や技能を活用するための思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

取組2－1 児童生徒の学力の把握

- 本県独自の学力調査を実施し、小・中学校等の学力の実態や学習状況を把握するとともに、地域や学校の実態に応じた学力向上の取組を推進します。

取組2－2 関係機関と連携した学力向上への取組の推進

- 大学などの関係機関と連携して、学力に関する実態の把握・分析を行い、授業改善等の実践や取組の更なる改善に努めます。

取組2－3 学力向上マネジメントサイクル確立の支援

- 学力向上に係る研究開発校を指定し、働き方改革と併せて研究を推進し、その成果を研修等で広く周知することにより、学校における学力向上マネジメントサイクルの確立を支援します。

取組2－4 高等学校等における資質・能力の育成

- 高等学校等においては、各学校で設定されたスクールポリシー*2を基に、カリキュラム・マネジメント*3の充実や、効果的な指導の実現に努めます。
- 学校訪問における公開授業や研究協議、ＩＣＴの利活用等を通し、高校・大学・県教育委員会が連携した研究を実施し、授業や学習評価の現状等の実態把握と分析に努めるとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、資質・能力の育成を図ります。

*2 スクールポリシー：各高等学校（中等教育学校後期課程を含む）の社会的役割等を踏まえ定められたスクール・ミッションに基づき、どのような資質・能力をどのようなカリキュラムで育成するのか、どのような中学生等に入學してほしいのかを示した教育活動の方針。スクール・ミッションとは、各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にするために、学校設置者が各高等学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像を明確にしたもの。

*3 カリキュラム・マネジメント：児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図ること。

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策6 教育の情報化の推進

課題及び今後の方向性

- 児童生徒の資質・能力の育成に向けてデジタルやICTの強みを最大限に活用し、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、ウェルビーイングが実現されるような教育の在り方が、今改めて求められています。
- 今後、ICTをはじめ、AI*1やロボット技術など幅広い分野において技術革新が進展すると考えられており、積極的に活用することで、生産性向上や新事業の創出を図るとともに、社会生活にも取り込み、様々な課題解決につなげることが期待されています。
- これらの現状や課題に対応するため、ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成、教職員のICTの活用指導力の向上、ICTを活用するための環境の整備、ICT推進体制の整備と校務の改善の4つの面から、教育の情報化を推進するとともに、自分に合った学び、仲間とともに深める学び、創造性を発揮できる「みやざきの学び」に向けた新しい教育様式を確立する必要があります。

施策の内容と主な取組

I ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な情報活用能力を、全教育活動を通して、教科等横断的に育成します。

*1 AI (Artificial Intelligence)：人間が持っている認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。「人工知能」とも呼ぶ。

取組Ⅰ－Ⅰ　ＩＣＴの強みを最大限に生かした授業改善

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるために、ＩＣＴを積極的に活用し、義務教育段階から高等学校段階までを見通した授業改善を推進します。

取組Ⅰ－Ⅱ　プログラミング教育*2の充実

- 児童生徒が、生活や社会の中でコンピュータを活用して、課題を発見し解決する力を身に付けるためのプログラミング教育の充実を図ります。

取組Ⅰ－Ⅲ　情報モラル教育の充実

- 児童生徒が情報社会での行動に責任を持つとともに、自律的に行動し、情報を正しく安全に利用する力を育むための情報モラル教育を充実します。

2 教職員のＩＣＴの活用指導力の向上

県内全ての学校や地域において誰一人取り残さずに積極的なＩＣＴの利活用を行うため、教職員のＩＣＴの活用指導力の向上を図ります。

取組2－Ⅰ　授業における実践事例や指導教材の共有

- 活用事例を共有するなどして、教職員の指導力を高め、教科指導において児童生徒が積極的にＩＣＴを活用する機会を増やすことで、ＩＣＴの特性や強みを生かした主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。

取組2－Ⅱ　ＩＣＴの活用に関する研修の充実

- ＩＣＴの使い方や日常の指導につながるオンライン研修などの機会を充実させることにより、ＩＣＴを活用した指導に不安や課題を感じている教職員に対する支援を行います。

3 ＩＣＴを活用するための環境の整備

全ての端末が快適に使用できる環境を整え、個別学習や協働学習に適した機器の配備によって学習活動の充実を図ります。また、クラウド*3の活用や蓄積された教育データの可視化など、全ての児童生徒が家庭も含めＩＣＴの活用を「当たり前」「日常的」なものとする環境を整えます。

*2 プログラミング教育：コンピュータに意図した処理を行うよう指示できるという体験をさせながら、発達の段階に即して、必要となる知識・技能、プログラミング的思考などの資質・能力を育成するもの。

*3 クラウド：データやアプリケーション等のコンピューター資源をネットワーク経由で利用する仕組みのこと。

取組3－1 情報セキュリティ対策の推進

- 必要なセキュリティ対策を講じた上で、クラウド上のデータやサービスを活用することを前提とした教育情報セキュリティポリシーの改訂・周知を行うことによって、クラウドの活用を推進します。

取組3－2 ネットワーク環境の充実とICT機器やコンピュータ教室の整備

- 児童生徒が日常的に、1人1台の端末やコンピュータ室を活用した学習活動に快適に取り組めるネットワークの整備及び児童生徒の学習形態に応じたICT機器やコンピュータ室の整備を推進します。

取組3－3 家庭学習におけるICT活用の推進

- 児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、持ち帰りのルールづくりなどの環境を整え、保護者の理解と協力を得ながら、家庭学習におけるICTの活用を推進します。

取組3－4 教育データの利活用の推進

- 蓄積した様々な教育データを連携、可視化することによって、指導が必要な児童生徒の早期発見や、特性・能力に応じた学習支援の改善につなげるなど、教育データの活用の研究を行います。

4 ICT推進体制の整備と校務の改善

質の高い教育活動に専念できる環境づくりに向け、教育の情報化の推進体制を整備し、各種調査や事務手続等のデジタル化を前提とした校務の改善・見直しを行い、校務の情報化の充実を図ります。

取組4－1 学校現場を支える推進体制の整備

- ICT教育担当の教職員に負担が過度に集中しないよう、学校間や学校種を越えて情報を共有できる体制を構築するなど、組織的な対応や改善を図ります。

取組4－2 統合型校務支援システム*4の活用・改善による校務の情報化の推進

- 統合型校務支援システムの活用・改善を図り、安心で効率的な校務処理を可能にし、教材研究の時間を確保したり、共有できる児童生徒の情報を増やしたりすることで、教員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。

*4 統合型校務支援システム：教務系（成績処理、出席管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有するシステム。成績処理等だけでなく、情報共有も含め、広く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を持つシステムのこと。

基本目標3　ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策7　郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進

課題及び今後の方向性

- 少子高齢化の進行に伴い、人口減少や学校規模の縮小、学校の統廃合など、地域における結び付きや連帯意識が希薄となる中、生活経験の少ない児童生徒にとって、ますます地域と連携し愛着を育む教育は大切なものです。
- 特別活動や総合的な学習（探究）の時間を作り、学校の教育活動全般を通して、子供たちに集団づくりや地域活動に取り組む意識及び態度を育成するとともに、地域社会の一員としての自覚や主権者として必要な資質を養い、地域社会に参画し、地域課題解決に参画する意識と態度を育成する教育の充実が求められています。
- 子供たちは、地域における活動などを通して地域との関わりを深め、地域住民の協力を得ながら地域を知り、地域に学ぶ学習等を経験してきているものの、地域社会に参画する態度を育むまでには至っていないという指摘もあります。学校や地域において、ふるさとを知り、ふるさとにふれ、ふるさととの関わりを深める中で、ふるさとへの誇りと愛着を育み、地域への関心を高めていくことが重要です。

施策の内容と主な取組

I　学校における「ふるさと学習」の充実

学校教育において、児童生徒が地域のよさや課題について理解を深められるよう、地域や学校の特色に応じ、教科等の学習や総合的な学習（探究）の時間をはじめ、様々な体験活動や探究活動を通じて、ふるさと宮崎に学び、誇りと愛着を育む教育の充実を図ります。

取組I－I　地域の特性を生かした「ふるさと学習」の推進

- 地域の自然・環境、歴史・伝統、産業・生活・文化など、地域の持つ豊かで多様な教育資源を活用しながら、教科等の学習指導や総合的な学習（探究）の時間など、教科等横断的な教育活動を通して、地域のよさや課題について理解を深め、地域に対する誇りと愛着を育む教育の充実を図ります。

取組Ⅰ－2 豊かな体験活動等の充実

- 自己の将来に関わる体験活動や、地域や学校の特色に応じた自然や文化芸術に関する体験活動、さらに、地域人材を活用した地元で働くことや暮らすことの魅力を語ってもらう「よのなか教室」等を通して、ものの見方や考え方を身に付けさせ、自己の在り方生き方を考えることができる力を育む教育の充実を図ります。

取組Ⅰ－3 小学校社会科副読本の内容の充実・活用

- 本県に関する様々な資料を基に、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、県内の産業や特色などについて学ぶことのできる社会科副読本を制作し、その活用を推進します。

2 地域課題解決に参画する態度を育む教育の推進

学校における様々な教育活動を通して、児童生徒に地域社会の一員としての自覚や必要な資質を養い、地域の課題に関心を持ち、その解決に主体的に参画しようとする意識や態度を育てます。

取組2－1 特別活動における取組の充実

- 学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動（小学校）、学校行事等を「子供主体」という視点で計画し、実践し、振り返ることを通して、集団の一員としての自覚や社会参画意識を高めるなど、社会の一員として必要な資質・能力の育成を図ります。

取組2－2 総合的な学習（探究）の時間における横断的・探究的な取組の充実

- 町づくりや伝統文化、地域経済などにおいて、新たな課題を発見し、各教科等の学習で身に付けた知識・技能等を活用しながら、主体的・協働的に課題解決に取り組むことを通して、積極的に社会に参画しようとする態度の育成を図ります。

取組2－3 高等学校等における総合的な探究の時間等を通した地域と連携した学習の充実

- 地元自治体、企業等と連携しながら、生徒が実社会や実生活と自己との関わりから問い合わせを発見し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを行うことによって、よりよい社会を実現しようとする態度の育成を図ります。
- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校と地域が共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのか明確にしながら、地域社会との連携・協働によりその実現を図ります。

取組2－4 主権者教育の推進

- 社会科や地理歴史科、公民科等の授業をはじめとする学校の教育活動全体を通して、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を身に付けさせるなど、主権者教育の充実に努めます。

- 県立学校においては、各学校の主権者教育推進リーダーを中心に、指導計画を企画・立案するとともに、必要に応じて選挙管理委員会や関係機関等との連携を図るなど、主権者教育の充実に努めます。

3 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の推進

子供たちが地域における活動等に積極的に参画し、体験を通して地域のよさや課題にふれ、地域の課題解決に積極的に関わろうとする意識が高まるよう広報・啓発等に努めます。また、地域の文化財などを活用した「ふるさとに学ぶ活動」を推進します。

取組3－1 地域における体験活動の推進

- 地域学校協働活動を推進するとともに、市町村や社会教育関係団体及び企業等が行う、子供たちを対象とした多様な体験活動に関する情報を、広報番組やホームページ等で紹介することにより、地域における豊かな体験活動を奨励します。
- 青少年自然の家や図書館・美術館・博物館等が実施する体験活動の事業について、積極的に情報提供するとともに文化施設と学校との連携を推進します。また、子供たちを含め県民全てが、地域の自然・歴史・文化等について学ぶ機会の充実を図ります。

取組3－2 地域活動に参画できる体制づくり

- 地域住民等の幅広い参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支える地域学校協働活動を取り入れることにより、子供たちが地域活動に参画できる体制づくりを推進します。
- 地域活動への子供たちの積極的な参画を奨励するとともに、より充実した地域学校協働活動が県内全域に広がるよう、実践事例集を作成し周知・広報に努めます。

基本目標3　ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策8　社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進

課題及び今後の方向性

- 我が国の社会は、現在、グローバル化が進み、学校教育において、未来の社会を担う子供たちに、様々な国の人々と円滑にコミュニケーションを図りながら、未来の社会をけん引する人材の育成が重要です。
- 本県が国際的に貢献できる地域となるために、児童生徒の科学技術に対する関心を高め、新しい科学技術を創造しようとする態度を育成するとともに、これから科学技術イノベーション*1創出に向けた担い手となる人材の育成など、科学技術教育の更なる充実が求められています。
- 持続可能な社会の実現を目指す観点から、SDGsの達成に向けたESDの推進が求められ、特に環境教育への関心が高まっています。循環型社会の形成に寄与する態度や環境保全に主体的に取り組む態度を育成する環境教育の取組を進める必要があります。

施策の内容と主な取組

I グローバル化に対応した教育の推進

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際的な視野で考える力の育成、コミュニケーション能力の育成など、グローバル化に対応した教育の充実を図ります。

取組I－I　国際教育*2（国際理解教育）の推進

- 国際理解の基礎となる地域や日本の文化への理解を深めるため、地域人材を活用しながら、児童生徒が郷土の伝統・文化を大切にする教育を推進します。

*1 イノベーション：新しい方法、仕組み、習慣などを導入して社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらすこと。「新機軸」「革新」と訳される。近年は「技術革新」とほとんど同じ意味に用いられる。

*2 国際教育：国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育。異文化理解・交流等を進める従来の国際理解教育に加えて、海外子女教育、外国人児童生徒教育などを含む、より広い概念として使われ、主体性や発信力を重視する内容となっている。

- 國際交流員や外国語指導助手（A L T^{*3}）、地域在住の外国人や県内大学の留学生、外国人教員を活用して、外国の文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を推進します。

取組Ⅰ－2 グローバル化に対応した人材の育成

- グローバルな社会課題を発見・解決する力や、コミュニケーション能力の養成を行うなど、新たな社会をけん引する人材の育成を図ります。
- 高等教育機関や産業界と連携し、海外留学制度の充実等に努めながら、地域や県内企業を支える、宮崎から世界へ挑戦するグローバル人材を育成します。

取組Ⅰ－3 海外留学・留学生受入れの支援

- 教員向けの研修会等において、情報の収集・提供を行うなど、児童生徒の留学意識の醸成を図ります。また、留学生の受け入れに当たっては、柔軟に対応するとともに、国際交流等の継続的な活動の支援に努めます。

取組Ⅰ－4 外国語教育の充実

- 各学校段階を通した外国語教育の連携を図るとともに、外国語指導助手（A L T）や地域人材を活用し、発信力及びコミュニケーション能力の育成を図ります。
- 各種研修会等において、国際教育（国際理解教育）や外国語教育に関する研修を行うなど、グローバル化に対応できる教員の育成を図ります。

2 科学技術教育の推進

大学や産業界、関係機関等と連携し、科学技術に関する参加体験型学習や科学コンクール等を実施することで、最先端の科学技術を学ぶ機会の充実に努めるとともに、高い意欲・能力を有する児童生徒が切磋琢磨し、能力を伸長することができるなどの科学技術教育の充実を図ります。

取組2－1 関係機関と連携した科学技術教育の推進

- 科学の発展に寄与できる人材育成を目的としたスーパーサイエンスハイスクール^{*4}の取組等を推進し、地域の産業界や大学、研究機関等と連携を図り、最先端の科学技術を学ぶ機会の充実に努め、技術者や科学者等を志す人材の育成を図ります。

取組2－2 参加体験型学習やコンクール等の取組の充実

- 大学や関係機関と連携し、参加体験型学習や科学研究に関するコンクール等の取組を行うなど、自然の事物・事象に興味・関心を持った子供たちを育てるため、科学技術教育の充実を図ります。

*3 A L T (Assistant Language Teacher)：小学校の外国語活動や、中学校及び高等学校等の外国語の授業で教員を補助する外国人等。

*4 スーパーサイエンスハイスクール：科学技術系人材の育成のため、独自のカリキュラムによる授業や、大学・研究機関などとの連携、地域の特色を生かした課題研究などを推進する学校として文部科学省が指定した高等学校等。

取組2－3 トップ人材の研鑽の場の充実

- 学校教育の枠を越えた内容を体験できる、科学の甲子園や科学オリンピックへの参加を促し、レベルの高い協働的な学びを体験することで、世界で活躍できるリーダーやイノベーター*5等の人材の育成を図ります。

3 持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）の推進

気候変動等の環境問題をはじめ、現代社会における地球規模の様々な課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会の創り手を育むＥＳＤの推進を図ります。

取組3－1 教育活動全体を通じたＥＳＤの推進

- 各学校において、各教科や総合的な学習（探究）の時間等をはじめ、教育活動全体を通して、社会とのつながりを意識した、学習者を中心とした主体的な学びの機会を充実することで、ＳＤＧｓの実現に貢献するＥＳＤの充実を図ります。

取組3－2 環境教育の推進

- 持続可能な社会の構築を目指して、家庭や地域と連携しながら、自然環境に対する責任と役割を理解し、地域における持続的な自然環境保全に参画する態度や環境問題解決のための能力の育成を図る教育の推進に努めます。
- 関係機関と連携し、各学校の教員を対象とした研修を行い、自主的・積極的に環境保全活動に取り組む態度を育成するなど、環境教育の推進を図ります。

*5 イノベーター：社会や会社、身の回りのコミュニティに対して、自分自身が変えたい、新しく開拓したいと思ったことに、新しいインパクトを与えるながら、よりよい方へ改革していく先駆者のこと。

参考

ESD 「持続可能な開発のための教育」

(Education for Sustainable Development)



SDGs 「持続可能な開発目標」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- ESDは、SDGsの目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」のターゲット4.7に位置付けられました。
- ESDはSDGsのターゲットの一つとして位置付けられているだけでなく、SDGsの17全ての目標の実現に寄与するものであることが第74回国連総会において確認されています。

[目標4 ターゲット4.7]

2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

(出典及び抜粋：文部科学省他)

基本目標3　ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策9　キャリア教育・職業教育の推進

課題及び今後の方向性

- 複雑化・多様化する現代の社会の中で、児童生徒の勤労観や職業観の確立、社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質能力の育成が課題となっており、各学校段階における一貫した取組や地域産業界等と連携した体験的・実践的な取組の充実が不可欠です。
- 地域社会や地域産業を担う人材の育成のため、産業界や各種団体、関係機関等との連携を図りつつ、職業教育の充実に努めます。
- これからはＩＣＴをはじめ、ＡＩやロボット技術など幅広い分野において技術革新が進展すると予想されており、本県の将来の産業を支える最先端の知識・技術を有した次代の産業を担う人材の育成が求められています。
- 産業界や関係機関との連携を図ることで県内就職率は着実に上昇していますが、依然として多くの高校卒業生が県外に流出しており、高校生に本県で働くよさを更に知ってもらう必要があります。

施策の内容と主な取組

| 児童生徒の発達を重視したキャリア教育の推進

子供たちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア教育を推進します。

取組Ⅰ－Ⅰ 各学校段階に応じながら接続したキャリア教育の推進

- 子供たちの学びや成長の過程を意識しながら各学校段階に応じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力（基礎的・汎用的能力）を育成するとともに、キャリア・パスポート^{*1}を活用するなど、小学校から高等学校段階までの12年間を接続させたキャリア教育を推進します。

取組Ⅰ－Ⅱ キャリア教育支援センター^{*2}や高等教育機関との連携

- 各学校がキャリア教育を更に推進するために、キャリア教育支援センターと高等教育機関との連携を推進するとともに、教職員に対する校内研修の支援や合同研修会の実施、児童生徒に対する実践的なキャリア教育支援プログラムの充実・強化を図ります。

取組Ⅰ－Ⅲ 学校種を超えたキャリア教育プログラムの実践

- 県教育委員会が、県キャリア教育支援センター・各市町村キャリア教育支援センターと協働し、異校種が合同して行うキャリア教育プログラムの実施を推進します。

2 家庭・地域と連携・協働したキャリア教育の推進

子供たちが自ら将来像を描き、夢に向かって成長していくよう、キャリア教育支援センターの充実を図りつつ、学校と家庭・地域や産業界などが連携・協働して、体験的・実践的なキャリア教育の推進を図ります。

取組2－Ⅰ 産学官・地域・家庭が連携・協働したキャリア教育の推進

- 産学官や地域、家庭等と連携・協働し、地域の大人が子供たちに、働く喜びや苦労、自分自身の生き方等について語る「よのなか教室」などの場を通して、自分の生き方をはじめ、地域の魅力や社会とのつながりについて考えることができるキャリア教育の推進を図ります。

取組2－Ⅱ 勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながる様々な体験の推進

- 身の回りの仕事への関心や働くことへの意欲を高め、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するために、小・中学校等において、地域で働く人々による授業、職場見学や職場体験などの体験的な活動の推進を図ります。

*1 キャリア・パスポート：児童生徒が、キャリア教育に関わる諸活動における自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

*2 キャリア教育支援センター：地域（県及び市町村）におけるキャリア教育推進の中核となる組織。学校等に対して、研修の支援や「よのなか教室（職業人講話等）」実施の支援、情報提供等を行い、学校と地域・企業等が連携したキャリア教育を推進するため、各種のコーディネート機能を担う。県キャリア教育支援センターでは、各市町村におけるキャリア教育支援センターへのサポートや立ち上げの支援も行っている。

取組2－3 地域連携担当教職員と地域学校協働活動推進員の連携

- 公立学校側の窓口となる地域連携担当教職員と地域と学校のつなぎ役である地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の連携体制の推進を図り、地域学校協働活動の充実によるキャリア教育の推進を図ります。

取組2－4 アシスト企業*3の活用促進

- 子供たちへのキャリア教育の機会が充実するよう、専門知識、技術、人材等を有し、出前授業や職場体験学習等を提供するアシスト企業の活用を促進します。

3 時代の変化に対応できる職業教育の推進

本格的な人口減少社会の到来やグローバル化の進展、加速する技術革新など様々な課題や情勢の変化等の中で、次代の産業を担う人材が求められています。そのため、地域、産業界との協働体制づくりを進め、専門高校の機能の強化や社会とつながる学びの推進に取り組みます。

取組3－1 農林水産業やものづくり産業の人材育成の推進

- 各種団体や関係機関等と連携・協働し、農林水産業やものづくり産業の発展に貢献できるグローバルな視点を持った人材の育成に取り組みます。

取組3－2 社会や産業の変化に対応した教育内容の充実・推進

- デジタル化に対応した産業教育設備を活用し、必要な知識・技術を習得させることで、産業界のDXに対応できる人材の育成に取り組みます。

取組3－3 主体的な学びの実現に向けた課題解決型学習の充実

- 新たな価値を創造する力を身に付けるため、最先端の知識・技術を学ぶ機会をつくり、地域の課題や情勢の変化に対応できる課題解決型学習の充実に取り組みます。

*3 アシスト企業：企業がもつ専門性や人材などの豊富な教育的資源を、学校・家庭・地域のニーズに応じて提供する本県の登録企業。

4 高校生の就職支援の充実

急速に変化する社会で、専門の人材不足や労働生産性が低迷する中にあっても、本県の高校生が未来への希望を持ち、社会に貢献できるよう就職支援の推進に取り組みます。

取組4－1 高校生の就職支援の推進

- 産業界や関係機関との連携を密にし、変革の進む社会の発展を支える人材を育成するため、キャリア教育の充実に取り組みます。

取組4－2 持続可能な社会の発展を生み出す職業教育の充実

- 職業教育を主とする学科を設置する高校において、地域産業界や関係機関等からの支援・協力を得ながら専門的な知識・技術を身に付けることにより、職業教育の更なる充実に取り組みます。

取組4－3 県内就職に対する理解の促進

- 高校生はもとより、高校生の進路決定に大きな影響のある保護者や教職員に対しても、県内企業の魅力や本県で働くよさといった県内就職に対する理解の促進に取り組みます。

取組4－4 高校生の早期離職対策の充実

- 外部人材を活用するなどして産業界や関係機関との連携を密にし、変革の進む社会の発展を支える人材を育成するとともに、早期離職対策に取り組みます。

基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進

施策10 幅広い世代でのスポーツの推進

課題及び今後の方向性

- 運動・スポーツを週1回以上行っている県民の割合は上昇傾向にありますが、スポーツ参画人口の拡大に向け、日常生活の中で運動やスポーツをする機会を提供する必要があります。
- 県民誰もがスポーツを楽しむことができる環境を整えるため、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらずスポーツを実施できるよう、市町村やスポーツ関係団体と連携して取り組むことが大切です。
- スポーツによる地域活性化については、充実したスポーツ施設やスポーツキャンプ、合宿等の受入ノウハウの蓄積等により、これまで着実に成果を上げていますが、スポーツランドみやざきの更なる魅力向上に向けた取組が求められています。
- 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向け、宮崎県競技力向上基本計画及び第26回全国障害者スポーツ大会に向けた選手等活躍支援計画に基づいた取組を進めています。

施策の内容と主な取組

I 多様な主体によるスポーツの推進

「ⅠⅠⅢ〇県民運動*1」や各種大会の開催・支援など、様々な形でスポーツへの参加を促します。また、総合型地域スポーツクラブ*2の育成・支援や、スポーツを支える人材の育成を図り、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域でスポーツをする環境を整備します。

取組Ⅰ－Ⅰ 誰もが身近な地域でスポーツを楽しむ機会の創出

- 「ⅠⅠⅢ〇県民運動」による「ⅠⅠⅢ〇体操」や「SALKO*3」の普及・啓発を図るとともに、市町村やスポーツ関係団体と連携し、県民総合スポーツ祭や各種スポーツ教室等を開催するなど、県民のスポーツ実施率の向上に取り組みます。
- 運動・スポーツに親しむ子供たちを育成するため、指導者を対象とした研修会等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等におけるスポーツ機会の充実に向けた取組を支援します。
- スポーツ実施率が低い傾向にある、働く世代や子育て世代、女性を中心に、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、県民誰もが楽しむことができる地域スポーツの取組を支援し、スポーツによる健康増進、生きがいづくりを推進します。
- 宮崎ねんりんピックをはじめとする、高齢者が自主的に取り組むスポーツイベントを支援します。

取組Ⅰ－Ⅱ スポーツネットワーク体制の強化

- 県民がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツの習慣化につながるよう、市町村や福祉・医療の関係機関等と連携し、魅力あるスポーツ関連事業を展開できる環境づくりを進めます。
- 総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の効果的な運用を目指し、中間支援組織の取組を支援するとともに、地域におけるスポーツ環境の持続的な発展に向け、市町村と連携して登録クラブの質的充実を促進します。

*1 ⅠⅠⅢ〇県民運動：読み方は「いちいちさんまる」県民運動。県民の運動実施率の向上を図るため、「1週間に1回以上、30分以上は運動・スポーツをしましょう」を合い言葉として推進している県民運動。

*2 総合型地域スポーツクラブ：幅広い世代の人々が、各自の興味・関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツ等に触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。

*3 SALKO：県が公式に運用しているスマートフォンを使ったウォーキングアプリ。県民総参加型のスポーツとして、県民にウォーキングを広く普及し、日常生活の一部に定着させることを目的として、本県が独自に開発した。

取組1－3 スポーツを支える人材の育成

- 総合型地域スポーツクラブのスタッフ等を対象とした研修会の開催や先進県への派遣を通して、スポーツ参画人口の拡大に努める人材の育成を支援します。
- 地域スポーツのコーディネーターとしての役割が期待される市町村スポーツ推進委員の資質向上を目的とした研修会等の開催を支援します。
- 地域住民の多様なニーズに応えられる指導者やボランティア、公認スポーツ指導者等の養成・確保に向けた研修会等を実施します。

2 共生社会の実現に向けたスポーツの推進

障がい者スポーツを推進するため、障がい者スポーツ指導員やスポーツ推進委員等との連携を図りながら、各種スポーツ活動の充実や指導者の育成を図るとともに、障がいの有無等にかかわらず、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境を整備し、スポーツによる共生社会の実現を目指します。

取組2－1 障がい者を対象としたスポーツ活動の充実

- 県障がい者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣を通して、障がい者を対象にスポーツの普及を図るとともに、スポーツ関係団体が行う障がい者スポーツに関する取組を支援します。
- 障がい者スポーツの普及・定着のために、市町村や障がい者スポーツ指導員、競技団体、福祉施設職員等と連携し、障がい者スポーツ大会及び各種教室を計画的に開催します。

取組2－2 障がい者スポーツ指導者の育成

- 障がい者スポーツ初級指導者養成を行い、宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会の活動を支援するなど、人材の育成に取り組むとともに、障がい者スポーツ指導者の派遣を推進します。
- 各種障がい者スポーツ大会や研修会へ指導者を派遣し、全国大会や九州大会の参加経験が豊富な指導者と情報共有や研修内容の伝達講習等を通じて、障がい者スポーツ指導者の資質向上を図ります。

取組2－3 障がいのある人とない人が「ともに」行うスポーツの推進

- 総合型地域スポーツクラブにおいて、障がいのある人とない人がともにスポーツをすることができるメニューの新設に関する取組を推進します。
- 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で参加できるスポーツ教室の開催に関する取組を推進します。

3 スポーツによる地域活性化

本県が長年取り組み、本県観光の強みとなっている「スポーツランドみやざき」を更に推進するため、ブランド力の向上をはじめ、キャンプ・合宿・イベントの全県化・通年化・多種目化や、本県ならではのスポーツツーリズム*4の推進、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催を契機とした地域スポーツの振興などにより、地域の活性化を図ります。

取組3－1 スポーツによる地域経済の活性化

- 国内外代表チームやプロチームのスポーツキャンプ・合宿の誘致及び国際的なスポーツイベントの誘致・開催による「スポーツの聖地宮崎」としてのブランド力向上を図ります。
- スポーツキャンプ・合宿及びスポーツイベントの全県化・通年化・多種目化により、経済効果の波及を図ります。
- 本県ならではの快適な環境を生かしたゴルフやサーフィン、サイクリングなど、「する」スポーツによるスポーツツーリズムを推進します。

取組3－2 スポーツ環境の整備

- 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向けた取組を通して、市町村やスポーツ競技団体と連携しながら、地域スポーツの普及・振興を図ります。
- 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向けた着実な準備を進めるとともに、現有スポーツ施設の適切な維持管理やその利用促進を図ります。
- 屋外型トレーニングセンターなど、トップアスリート*5に対応可能なトレーニング環境を備え、全国レベルの大会にも対応したスポーツ施設の整備促進を図ります。
- スポーツメディカル*6をはじめとしたスポーツキャンプ・合宿の受入体制の充実・強化を図ります。

*4 スポーツツーリズム：スポーツ大会・合宿・イベント等への参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しんだりすること。

*5 トップアスリート：オリンピック選手など、スポーツ選手の中でも特に一流選手として認められる者。

*6 スポーツメディカル：スポーツ外傷・傷害の早期発見や予防を行うこと。

4 国スポ・障スポ大会に向けた競技力向上

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会を見据え、全県を挙げた組織体制の整備・強化やアスリート雇用の受け皿づくりを進めるとともに、選手の発掘・育成・強化や一貫指導体制の確立、優秀指導者の養成・確保、環境条件の整備などの取組を推進することにより、全国大会や国際大会で活躍できるトップアスリートを育成します。

取組4-1 推進体制の整備・充実

- 競技力向上対策を効果的に実施するために必要となる、全県を挙げた組織体制の整備・充実を図るため、アスリートの雇用の受け皿づくりや会場地市町村、競技団体、学校体育団体との連携強化を進めます。
- 障がい者スポーツに関わる支援者等の確保や一般スポーツ競技団体と連携した取組を推進するとともに、競技種目の特性や障がい種別に配慮した支援や個に応じた幅広い支援に取り組みます。

取組4-2 選手の発掘・育成・強化

- 本県選手団の更なる強化を図るため、第81回国民スポーツ大会開催時に少年・成年種別の主力となる世代の強化や、未普及競技の育成・強化、有望選手の確保などの取組を推進し、全国大会や国際大会で活躍できるトップアスリートを育成します。
- 第26回全国障害者スポーツ大会に向け、児童生徒や社会人を対象とした体験会や競技会を定期的に開催し、選手の発掘・育成を図り、大会後も継続してスポーツに取り組む選手・指導者及び持続可能なチームづくりを進めます。

取組4-3 指導体制の充実・強化

- ジュニアから成年までの一貫した指導体制を確立するため、優秀指導者の確保や指導者間のネットワークの構築、全国トップレベルの指導者を招へいするなどの取組を推進し、指導体制の充実・強化を図ります。
- 第26回全国障害者スポーツ大会に向け、障がい者スポーツ指導者を大会や研修会等へ派遣し、指導力の向上を図る取組を推進します。

取組4-4 環境条件の整備

- 競技力向上対策を効果的に進めるため、スポーツ医・科学サポートや、体育施設・競技用具の整備などの取組を推進し、練習環境の整備・充実を図ります。
- 障がい者スポーツに係るネットワーク化の充実や活動拠点・用具の整備・拡充など、障がい者スポーツの環境整備を進めます。